

平成 29 年 3 月

江南市議会建設産業委員会会議録

3月9日

平成29年3月9日〔木曜日〕午前9時08分開議

---

議 題

議案第9号 江南市手数料条例の一部改正について

のうち

都市整備部

の所管に属する事項

議案第14号 市道路線の認定及び廃止について

議案第15号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

第3条 繰越明許費の補正のうち

通知カード・個人番号カード関連事務事業

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

布袋駅東地区交通結節点整備事業

議案第17号 平成29年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

第2条 継続費

第3条 地方債のうち

水環境整備事業（宮田導水路地区）

街路改良事業

雨水対策施設整備事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

議案第19号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計予算

議案第20号 平成29年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

議案第23号 平成29年度江南市水道事業会計予算

議案第24号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳出

---

出席委員（7名）

委員長	稲山明敏君	副委員長	尾関昭君
委員	東義喜君	委員	古田みちよ君
委員	福田三千男君	委員	牧野圭佑君
委員	藤岡和俊君		

欠席委員（0名）

委員外議員（4名）

議員	森ケイ子君	議員	鈴木貢君
議員	掛布まち子君	議員	伊藤吉弘君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	高田裕子君
主査	長谷川崇君	主事	徳永真明君

---

説明のため出席した者の職、氏名

副市長	佐藤和弥君
生活産業部長	武田篤司君
都市整備部長	鈴木慎也君
水道部長兼水道事業水道部長	鵜飼俊彦君

市民サービス課長 山 田 順 一 君  
市民サービス課主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長  
今 枝 一 也 君  
市民サービス課副主幹 伊 神 紀久代 君  
市民サービス課副主幹 矢 橋 尚 子 君  
市民サービス課主査 丹 羽 克 仁 君

商工観光課長 石 坂 育 己 君  
商工観光課主幹 中 山 英 樹 君  
商工観光課主査 駒 田 直 人 君  
商工観光課主査 長谷川 悟 君

農政課長 大 岩 直 文 君  
農政課主幹 村 瀬 猛 君  
農政課副主幹 岩 田 浩 和 君

環境課長 石 川 晶 崇 君  
環境課主幹 相 京 政 樹 君  
環境課副主幹 青 山 守 君  
環境課副主幹兼環境課環境事業センター所長  
牛 尾 和 司 君  
環境課主査 青 山 裕 泰 君

広域ごみ処理施設建設対策室長 平 野 勝 庸 君  
広域ごみ処理施設建設対策室主幹 菱 川 秀 之 君  
広域ごみ処理施設建設対策室主査 杉 浦 健 浩 君

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議準備室長  
阿 部 一 郎 君

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議準備室副主幹

山内進治君

まちづくり課長 野田憲一君

まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長  
堀尾道正君

まちづくり課主幹 米田直人君

まちづくり課副主幹 川瀬正士君

まちづくり課副主幹 影山壮司君

まちづくり課副主幹 小池浩司君

まちづくり課主査 尾関高啓君

まちづくり課主査 鈴木勉君

まちづくり課主任 永田裕生君

土木課長 馬場智紀君

土木課主幹 伊藤達也君

土木課副主幹 吉本晴永君

土木課副主幹 酒匂智宏君

土木課主査 山本健太郎君

建築課長 沢田富美夫君

建築課主幹 可児孝之君

建築課主査 源内隆哲君

水道部下水道課長 小林悟司君

水道部下水道課主幹 夫馬靖幸君

水道部下水道課主査 柴垣伸道君

水道部下水道課主査 瀬川悠子君

水道事業水道部水道課長 郷原実智雄君

水道事業水道部水道課主幹  
水道事業水道部水道課主査  
水道事業水道部水道課主査

高 田 昌 和 君  
今 枝 寛 君  
磯 部 将 人 君

○委員長 それでは、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

本年度の最後の委員会になりました。皆様方の御協力をいただきまして、今までやってこられました。最後ではございますので、委員の皆様方にはこの委員会、協議、何とぞ慎重審議していただきますよう、よろしく願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、当局から挨拶をお願いします。

○副市長 皆さん、おはようございます。

きょうは、建設産業委員会の開会に当たりまして、本日、市長にかわりまして御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

去る 2 月 23 日に 3 月定例会が開会されまして以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸議案は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 9 号 江南市手数料条例の一部改正についてを初め 8 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行いますが、追加で提出されました議案第 24 号の補正予算につきましては、議案第 15 号の補正予算に引き続き審議してまいりたいと思います。

委員会での発言につきましては、会議規則第 114 条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

また、委員外議員の発言については、会議規則第 117 条第 2 項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決

めると規定されております。円滑な議事運営とするため、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、御協力いただきますようお願いを申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方はそれぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

---

**議案第 9 号 江南市手数料条例の一部改正について**  
**のうち**  
**都市整備部**  
**の所管に属する事項**

○委員長　それでは、最初に議案第 9 号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、都市整備部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長　平成29年議案第 9 号について御説明申し上げますので、議案書の 4 ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部改正についてでございます。

1 枚めくっていただきまして、5 ページをごらんください。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。条例案につきましては、5 ページから 7 ページにかけて掲げております。

参考といたしまして、新旧対照表につきましては 9 ページから 28 ページに掲げております。

また、平成29年江南市議会 3 月定例会議案の参考資料の 1 ページに、議案第 9 号、江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要についてを掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○牧野委員　ちょっとレベルが低い質問かもしれないんだけど、国交省によって改正されたから所要の整備でいいんですけど、料金という金額というの



は、全国一律だとか、近隣市町が一緒だとか、江南市独自で決めているとか、その原則論だけ聞きたいんですけど。

○建築課長 愛知県で統一された単価になっております。

○東委員 提案理由の中にあります「及び」のほうからが該当する部分ですけど、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正で、説明資料があるんですけど、この概要が書いてあるんですけど、もともとこれを今回こういう形で若干いろいろ手数料などの緩和特例が受けられるということになっていきますけど、目的として一体何があるかということがまず1点目にお聞きしたいということと、もし目的があれば、それを達成するために今回このような緩和政策というふうには想像するわけですけど、その辺のところを確認したい。

○建築課長 今回は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正で行われた低炭素の促進に関する法律に基づいてやっております。ですから、目的といたしましては、そういうエネルギーの消費量を減らすという目的で行われる中での基準でございます。

○東委員 よく一般的には我々、建築物省エネ法というふうに、そうやってくくって簡単にそういうふうに聞いた覚えがあるんですけど、それに該当するような趣旨かなあと思ったんですけど。

それで、今回の基準の緩和をすることによって促進につなげていくということでしょうか。それで具体的に、この緩和をすることによって、こういう住宅をふやすというのかな、そういう趣旨だと思うんですけど、どれぐらいの目標設定をしているかというのはわかるんですか、この法律によって。

○建築課長 明らかな目標設定というのは、国の設定のもので、どういったら言いですかね、江南市が目標設定を持っているわけではないものですから、ちょっと明らかでない数字であります。

○東委員 江南市でどうだということは、そこまで聞く気はないですけどね、それは申しわけないですから、それは大変な話だもんで。でも、国が決めた法律だもんで、国自体が、例えば全国的に、この省エネ法をつくって、どれぐらい促進をしていきたいかというのがなければ意味ないじゃないですかね。これによってわざわざ緩和をして、ふやしたいということでしょう、そうい

う住宅を。どれぐらいまでふやそうかという目標があるんじゃないかという気がして聞いたんですけどね。それはないんでしょうか。

○建築課長 国からの通達には、そういう目標というものはなくて、住宅をふやすんじゃないくて、住宅の性能をよくするというような目標でありますので、よろしくをお願いします。

○東委員 だから、言い方を変えれば、要はふやすんじゃないくて、そういう性能をよくした住宅になるようにしたいということですよ、省エネ建築ですから。そういう意味で省エネになるような建物がどれぐらいに目標設定をしてふやすかという趣旨でお聞きしたんですけどね。そういう意味です。新しく建物をつくれという言い方じゃなくて、この法律に沿った規制緩和をするわけだもんですから、それによって国としては、そういうような性能がよく、省エネになるような建物に変えていきたいということだと思っんです。その辺のところではわかればということですよ、もし。

○建築課長 その数字はちょっとわかりかねます。ただ、緩和というのは税制の面とかいろいろなことで国のほうも考えておりますんで、消費性能をよくするためにはコストがかかりますので、そういう面での優遇措置はしておりますけれども、目標の設定というのはちょっとわかりかねますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ほかにありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時17分 休 憩

午前9時17分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第14号 市道路線の認定及び廃止について

- 委員長 続いて、議案第14号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 土木課長 議案第14号について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の73ページをお願いいたします。

平成29年議案第14号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

はねていただきまして、74ページに認定路線調書を、75ページから79ページに認定路線図を、80ページに廃止路線調書を、81ページから84ページに廃止路線図を掲げております。

なお、別冊議案参考資料の4ページに参考資料を掲げております。以上でございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

- 福田委員 廃止路線のほうですけれども、81ページに図面がありまして、曾本町の五条川の尾北自然歩道に沿ったところでありまして、参考資料の4ページに並列路線一本化のためとなって、現場を見てきましたけど、今、図面で書いてあるところの全体じゃなくて半分を廃止にするということですか。全部これ点々でやってあるんですね。

- 土木課長 この路線につきましては、認定路線が重複しておりました。現地をごらんになったということでございますが、真ん中に水路がございます。水路を挟んで両側に道路が存在しておるような状況でございます。認定当時は、恐らく水路にふたがかかっていなかったために、その両側の道路をそれぞれ別の認定をしていた状況であったと思われまして、現在、水路にはふたがかかっておりまして、道路として一体利用されておりますことから、この重複路線1本を廃止いたしまして、1本の路線として今後管理していくという

こととございます。

この道路、今回廃止をさせていただきます道路よりも南の道路につきましても同じような状況でございますが、真ん中に水路がございまして両側に道路が存在するというような状況でございますが、そちらにつきましても1本の路線として認定しております。この路線番号と同じような路線で、今回、認定させていただくものでございます。

○福田委員 わかりました。それで、今の81ページの図面にあるんですけど、どっち側を。点々になっておるんだわね。

○土木課長 図面で言いますと東側ですね、右側。右側のほうが、そのスパンだけ単独で認定してありますので、それを廃止させていただきますと、西側につきましてはずっと南まで引き続き1本の路線として認定されておりますので、東側のほうを廃止するというところでございます。

○福田委員 それでわかりました。この道路がなくなるわけじゃなくて、続いておるんですね。

○牧野委員 78ページでお聞きしたいんですが。この78ページが。市道北部第947号線を認定したと言うんですけど、これ道幅は多分6メートルぐらいで、結構立派な舗装道路なんだけど、今認定した理由と、どうして今まで認定していなかったのか聞きたいんですけど、いきさつを。

○土木課長 この路線は農林水産省の土地でございます。もともとは開渠、オープンな宮田導水路であったものが暗渠化され、上部を道路として整備されたものでございます。現状も道路として整備され供用されていることから、本来であればその時点、暗渠化されて道路として整備した時点で道路として認定すべきであったものが認定されておらなかったという、ちょっと理由までははっきりわからないところがございますが、それが平成22年の段階で私ども調査の中で未認定であることが判明いたしましたものですから、そのとき管理者であります東海農政局新濃尾農地防災事業所に使用許可をいただきまして、新たに認定させていただきたいという申し出を行いました。その当時、宮田導水路の改修工事がまだ行われておりましたことから、その改修工事が終了後に手続をとってほしいということを手相手側さんのほうから言われてまして、このたび改修工事が完了したことに伴いまして認定をさせていただ

くものでございます。

○牧野委員　　今、宮田導水路のふたがけをしたのがいつごろで、暗渠をふたがけして、平成22年に申請をして、それで平成27年か平成28年度にそれが終わったということですか。

○土木課長　　宮田導水路が暗渠化された時期は、まことに申しわけございませんが、はっきりした時期がわかっておりません。たまたま平成22年に、道路管理者としては、そのあたりのいろいろ調査が入った段階で、この路線が認定していないことがわかりました。その時点ですぐ認定の手続に行ったんですが、管理者である国のほうから工事が終わってから手続をとってくださと言われてたということで、今回、工事が完了したことに伴い認定させていただくものでございます。

○牧野委員　　この道路は結構よく人が通っていて、車も物すごい通っていて認定されないのが不思議だったんですけど、何となくわかったんですが、結構ひび割れとかいろいろでこぼこがありますので、早急に直していただきたい。地元の要望が強いもんですから、よろしく願います。

○委員長　　ほかにありませんか。

○東委員　　ちょっと戻って申しわけないんですけど、さっきの曾本の道路ですけど、説明書は並列路線の一本化というのが廃止理由になっておるわけですけど、先ほどの課長さんの説明だと、この図で見ると、もともと2本道路があるということですか、並列路線の一本化というのは。もう一つ何か名称のつく何号線、例えばここだと今現在、市道東部402号線ですけど、もう一本何か名称のつく道路があるということですか。

○土木課長　　この路線につきましては、市道東部402号線と東部第406号線の2路線の認定がされております。402号線<sup>※</sup>というのが、図で示させていただいておるワンスパンじゃなく、そのずうっと南まで延びたツースパンですね、三差路の突き当たりまで、一番下の、そこまでが402号線として認定をされておりまして、今回図面で示させていただいたところだけが、また406号線としてダブルで認定をされておった。その理由が、先ほど申し上げましたように、当時は真ん中に水路があつて、両サイドをそれぞれ認定しておったというような状況でございます。現在はふたがかかっており一体として道路利

※ 後刻訂正発言あり

用されておりますので、そのワンスパン分だけを廃止させていただいたということでございます。

○東委員 整理の仕方がよくわからなくていかんですけど、本来、この図面で示されておる点線の部分が406号線、402号がそうすると、起点から終点というのはもっと先までであるということ、402号としては。

○土木課長 説明が私、逆を言いました。まことに申しわけございません。402号線と申し上げた今回廃止するのが、この図面で示させていただいたワンスパン分でございます。

○東委員 406というのが下までつながっているということか。

○土木課長 下まで。失礼しました。逆を申し上げました。済みませんでした。そういうことでございます。

○東委員 それともう一点、認定と廃止が一緒になる道路があって、77ページが認定路線で、84ページが廃止路線というのがあって、これは同じところの部分が廃止と認定が出てくるわけですね、村久野の。それで参考資料で出ております理由は、両方とも、認定も廃止のところも理由というのは、一部道路不存在のため起点の移動という言い方があります。

廃止のところを見ると、一番左側が起点だと思うんですけど、右まで終点、認定路線が、起点が道路から少し中に入ったところ、図示でいくとね、そういう表示の仕方なんですけど。こういう図面を出すとき、私、意味がわからないんですけど、この図面を見せられると、別に道路はあるじゃないのというふうに見えるんですよ。この図面だけ見ておるとですよ。多分、現地に行けば違うんでしょうね、現実には。こういう場合に、道路不存在という説明の仕方というのは、廃止路線を見ておる限りは、もともと道路がない部分のところがあったよという意味かどうかと、それといつの時点でじゃあそういう状況になっておったかというのはわかるんですか。

○土木課長 この路線につきましては、図面でお示ししてありますように、西側道路への接続部分が個人所有地であり、道路として存在しないということが判明をいたしました。なぜそのような状況であったかというのを確認しましたところ、この路線は昭和52年に市道認定されておりますが、土地改良前の旧の公図を確認しましたところ、ここには認定どおり以前は道路が存在

しておりました、認定自体には問題はありませんでした。その後、平成4年の土地改良によりまして、この西側道路への接続部分が個人に換地されており、道路として存在しなくなりました。本来ならこの時点で、この個人に換地された箇所の市道認定を廃止すべきであったところ、廃止手続がなされておらず、現在に至ったものと思われまます。

○東委員　　ここは民地、個人の方の土地だということになっておるんですけど。

〔発言する者あり〕

○東委員　　通れますか。

○土木課長　　現地は確かにあいております。あいておりますけれども、その手前まで側溝などが敷設され、その先は個人の土地として存在しておりますので、通れますけど通ってはいかんところです。

○東委員　　それで今、課長さんのほうから、基本的には平成4年の土地改良の換地の時点が原因ですよということですので、一般的に土地改良だとあり得る話ですよ。道路部分が個人に換地されるということはあるんでしょうけど、そういうときの作業というんでしょうかね、仕事上の流れというのは、認定道路などが換地で個人の方に振り分けられたとか換地されたということになるわけですよ。そのときには市道の部分が当然切られて、所有権移転をされるということは手続されるんですよ。基本的には、書類上全部。そういうのが本来ならどこで出てくるんですかね。例えば課税上だと、所有権移転が終わって、土地は市道でなくなっておるよと。もともと市道認定されておるよというところで、そういうような作業はあり得る話ですよ、土地改良のときには。それが本来ならこの部分で判明するんですか、道路がそういうふうに個人に換地された場合というのは。

○土木課長　　その当時のこと、正直誰も知っておる者がおらんでいかんのですけれども、普通に考えますと、私どものほうに残っておる資料等なんかを確認させていただきまますと、そういう換地の状況というのが土地改良のほうから情報提供がなされております。それに基づいて、ここは道路でなくなっただんですね、ここが新たに道路になったんですねという、そういう情報に基づきまして認定及び廃止という手続をしておったということでございます。

今回のこの件につきましては、申しわけございません、何もそのような資料が残っておりませんでしたので、どうしてこういうような状況に、現在に至ったかというところまでは、理由はわかりかねるところでございます。

○東委員 要は普通の仕事の流れというのは、今の話だと、土地改良で換地が行われて、公有地といいましょうか、道路部分が個人に所有権移転されるということになれば、その場合は土地改良から、その分が公道であったということがわかっておるわけですから、その段階ではちゃんと市のほうの同じ担当部署といいましょうか、本来なら担当する、市道なら土木のほうに一応流れとしては連絡は来ておる。来ておった。来るわけですかね。それが、その辺が今のところは来たのかどうかも含めて定かでないということなんでしょうか、現状でいくと。ただ、現状はこういう状態なのがわかったから、今回急遽対応したという。

○土木課長 委員が言われるとおり、今回のこの路線につきましては、そのような状況でございました。

○委員長 そのほか質疑ございませんか。  
よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 35 分 休 憩

午前 9 時 35 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第15号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第8号）



第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

第3条 繰越明許費の補正のうち

通知カード・個人番号カード関連事務事業

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

布袋駅東地区交通結節点整備事業

○委員長 続いて、議案第15号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第8号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、第3条 繰越明許費の補正のうち、通知カード・個人番号カード関連事務事業、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、布袋駅東地区交通結節点整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いをします。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長 それでは、市民サービス課の補正予算について御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の92ページ、93ページをお願いいたします。

中段の13款2項1目総務費国庫補助金、2節戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄、個人番号カード交付事業費補助金でございます。

続いて、歳出でございます。

議案書の96ページ、97ページ最下段をお願いいたします。

2款1項6目市民生活費、バス関連事業の江南市生活交通バス路線維持費補助金でございます。内容につきましては、備考欄を御参照くださいますようお願いいたします。

はねていただきまして、98ページ、99ページ、最上段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事業の社会保障・税番号制度関連事務交付金でございます。内容につきましては、右側備考欄を御参照くださいますようお願いいたします。

なお、少し戻っていただきまして、議案書の88ページ上段、第3表 繰越明許費補正といたしまして、通知カード・個人番号カード関連事務事業について記載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
- 藤岡委員 99ページのほうのマイナンバーカードのほうですけれども、よく普及率なんていうことで言っている自治体があるんですけれども、今の段階での江南市の普及率といいますか、どのぐらいの方がマイナンバーカードを希望されていて、今発行しているのは何枚ぐらいなのか、そういうのをパーセントでも何でもいいですが、わかる範囲内で。
- 市民サービス課長 一応今出ておる数字でございますけれども、昨年度末、12月末のところで聞いたところでございまして、江南市の場合、今のところ7,979枚ということで、当時の人口、年末の人口で申し上げますと、7.88%の方に発行しておるという状況でございます。
- 牧野委員 関連で、普及率が高いほうがいいとは思いますが、別段強制するものじゃないんですけど、全国自治体の中ではすごく高いところもあれば、全国平均もあれば、愛知県平均もあれば、江南市もあるんですけど、ちょっと江南市は低いような気がする。方策というのは何か考えてみえるのか、別段仕方ないなあと思ってみえるのか、そこだけ確認しておきたいんですけど。
- 市民サービス課長 今のところ一律のやり方をしておるものですから、誤差の範囲というんでしょうか、全国的に見ても、江南市だけ極端に低いとか、そういった認識は持っておりませんが、これからとしましては、国等が新たなカードを使ったサービス等々が出てくることによって、また変化はしてくるんじゃないのかなあと考えております。
- 牧野委員 確かに極端に低いわけじゃないし、全国といっても全国が低いんですから、思わぬ低いなあと思うんですけども、余りメリットがないものだから、このカードが多分普及しないんだらうなあと思うんですけど、持った

らいいよというような、何かメリットが訴えられようなものがあるんでしょうかね。

○市民サービス課長 仮に免許証を持ってみえない方ですね、顔写真つきの証明になりますので、銀行の新しく口座をつくったりとか、顔写真のつきのものを求められるような証明書が必要なところの企業さんであったりとか、自治体の請求には、ほとんどそれ1個でそういったことができるんじゃないのかなあと思っております。

○牧野委員 免許証がないとかパスポートがない人たちに、でもそれを抽出できるかできないかわかんないよね。そういう層に向けてよくPRすることがいいかなあと思うんですが、どうでしょうか。

○市民サービス課長 正直、難しいところでございますけれども、今度つくりますと、そういった方は御高齢の方、特に免許を持ってみえない方が多いもんですから、そうすると今度は紛失ということも実際に窓口でやっていますとありまして、またその手続が必要になってまいりますもんですから、いいところもあれば悪いところもあるということで、なかなか普及しない理由にもなっているんじゃないのかなあと思っております。

○委員長 ほかによろしいですか。

○藤岡委員 今のマイナンバーのことで、さっき聞いたことで、今、江南市でマイナンバーカードを頼んでいる方が大体わかりますか。それで今、カードが実際に発行されている方は先ほどの数字だと思うんですけど、どのぐらい今待ち時間があるといいますか、頼んでから来るまで半年ぐらいかかるのか、どのような状況になっているのか、それだけ。

○市民サービス課長 今、一月ぐらいで、申請されてからできるまででお渡しできるとしております。

○藤岡委員 頼んでいる人の数はそんなに多くないですか。

○市民サービス課長 申請件数は今持ち合わせておりませんもんですから、申しわけございません。

○委員長 ほかにございますか。

○東委員 じゃあ、カードのところでは2つほどですけど。

1つは古い話で申しわけないんですけど、今でもまだ通知カードを保管され

てみえるなら、どれぐらいあるのかというのがわかれば。それが1つと。

それから、今回、繰り越しになるわけですから、767万8,000円。要は、これはしょっちゅう繰り越していくもんだから、よくわからなくなってきておるんですけど、平成28年のとりあえず年度末、昨年12月末が7,979枚まで来ましたよということでしたよね。本会議場ではもうちょっと先の話まで出たような気もしたけど、数字的には、議案質疑のときにはね。現状はまだ年度末を迎えていませんけど、どういうふうに聞いたらいいんでしょう、新年度で見ればいいのか、平成28年度でもともと当時予算を組んだのは、江南市で何枚発行する計画でもともと予算化をされておって、それに対して先ほど7,979枚か、結果はね、予算計上のときに何枚もともと想定しておってここまで来ましたという形で、結果的にはこれだけの数字が繰り越しだけど、予算と枚数との関係で、これだけの枚数でこの予算化をした、これだけしか発行しなかったので残りがこれだけですよという、その辺の相関関係がわかるような数字が整理されておると思うんですけど、どんなものでしょう。

○市民サービス課長　　まず、通知カードのほうはまだ保管しております。件数は市内で1,300件<sup>※</sup>ぐらい、通知カードです、程度ということで。

それで、実際の個人番号カードのほうのお話でございますけれども、平成27年度は8,000枚予定しておりました、平成28年度が、今年度が4,000枚、合計で1万2,000枚ですよということでございまして、平成27年度につきましては、その中で6,085枚、平成28年度につきましては2月23日現在で2,253枚ということで、合計で8,338枚という状況でございます。

○東委員　　そうすると、平成27年度で8,000枚予定したやつが、平成27年度中には6,085枚は行きましたよと。じゃあ、平成28年度1年間をかけては、もともと4,000枚見込まれておったわけですけど、平成28年度の間、4,000枚に対して2,253枚という進みぐあいということですね。

今回の繰り越しは、157万円の減額ということですから、予算的にはそれでも半分ぐらいは、4,000枚のうち2,253枚発行しておれば、補正前の924万8,000円で補正後は767万8,000円だとすると、本来半分ぐらいもう既に発行しておるんだと数字的に見えるんですけど、そんな767万8,000円も繰り越さないかんのかなという気もするんですが、その辺はどうなっておるのか。

※ 後刻訂正発言あり

- 市民サービス課長　今の767万8,000円でございますけれども、こちらは平成27年の8月11日現在で県のほうから交付決定を受けた額、その当時は平成27年度分として3,501万円、平成28年度としても767万8,000円ということで、平成27年の8月現在で既に交付決定を受けた額が、今言われたとおり確かに支払いがおくれおくれで、繰越明許費の中から今回もお支払いしている中で、その前に既に平成28年度として額の確定ということで通知をいただいている部分、その部分についてだけの繰り越しをお願いするものでございまして、その差額が157万円という結果で今回お示しをしておるところでございます。
- 東委員　繰り越し繰り越しでいくもんだから、よくわからない、数字がもともと。そうすると、ここに補正前・補正後と書いてある数字ね。今、課長さんの話だと、決定がおりてきた767万8,000円、8月の段階でおりてきましたよと。昨年8月時点で、平成28年の8月。
- 市民サービス課長　平成27年。
- 東委員　平成27年か。平成27年の8月が767万8,000円ですか。えっ、平成27年の8月。そうすると何、去年は一切、平成27年に交付決定がおりてきて、そうするとどういう形になるんですか。その前は平成27年度分は当然繰り越して行って、平成27年に交付決定ですよというのは、じゃあその924万8,000円との関係は一体どうなるんですか。数字の流れがよくわからぬので、申しわけありません。
- 市民サービス課長　まず、平成27年度に6,000という数字を先ほど申し上げて、そこの支払い、機構ですね、J-LISというところに払っておるんですけれども、平成27年度につきましては、最初の当初で補正をお願いして、そのときに3月補正で追加をお願いして、金額が出まして、その金額からお支払いをしております、平成28年度に繰り越した分があるんですね、去年の3月に繰越明許を行って、その金額が2,389万6,000円という金額がありまして、平成28年度、今回使っているお金というんでしょうか、今年度使っているお金というのは、この2,389万6,000円の中からずっと支出をしておるものですから、去年、当初予算でお願いしたマイナンバーをつくったりするお金ですね、そのお金は全く手つかずの状態です。今回残っておりますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、全然使っていない状態で当初予算

のものが残っているものですから、今回その残っているもののうちで国が額の確定した分だけをもう一度平成29年度に繰り越すという流れでございます。

○東委員　よくわかりませんが、流れとしては、そういうふうに繰り越し繰り越しで、基本的には丸々使わなかったと、平成28年はというようなことはわかりましたけど。その分がどんどん残されるよということですね。そういうことで理解しました。現状からいくと、新年度の予算もまた出てくるんでしょうけど、それはそれでまた聞くとして。

もとへ戻りますけど、前ページの例のバスの関連事業の関係で、これは大分詳しく本会議でやっていただいたんですよね。それでこの数字は、あのときに、江南・病院線の部分と大きく分けて、この2路線で江南団地線の方でというふうに分けて計上されておって、どっちかという江南・病院線の部分と江南団地線。今回、1,569万4,000円の補助を出すわけですけど、新たにね。それで江南団地線の中に、詳しい説明は余りなかったかわからないんだけど、江南団地線が補助対象になったということは、江南団地から、もともと江南駅と江南団地の路線がもともとあって、あれは別に補助路線じゃなかったですよ。もともとの既設の路線であったやつ。ですよ。それがいろいろ地元要望があって、あれを2つに分けましたね。本来1時間に2本走っておったやつか、4本か、それを30分1本ずつに、ヴィアモールを經由して行く部分と、従来の古知野高校を經由して行くのと分かれたじゃないですかね。その先に、さらに団地から厚生病院に行く路線ができたというような形で新しく路線が幾つかあるんですけど。

それで、あのときに本会議場で、それぞれの路線で細かくどの部分が赤字になって、どの部分が黒字ですよと、黒字路線もあったわけでありまして、名鉄の試算のやつですよ。そういう説明でしたかね、あのときは。もし何だったら、概略でもいいですけど、例えば従来の江南駅から江南団地を往復する路線、その場合に古知野高校経由、ヴィアモール経由でどういう結果になったかとか、そういうふうに分けられますか。あるいは、団地から病院まで行った部分でどれだけ赤字なら赤字になったとかいうのはわかるんですか。

○市民サービス課長　まず団地線ということで、それぞれということで、まず古知野高校経由のほうの部分が、要は補助金額というのは、当たり前でござ

ございますけれども、経常費用から経常収益を引いたものということでお答えをさせていただきますけれども、古知野高校から江南団地線が、まず経常費用のほうが3,601万739円でございます、うち経常収益が2,885万188円ということで補助金額は716万円、ヴィアモール経由江南団地線ということで、こちらのほうも経常費用が3,092万6,491円のうち、経常収益が2,709万8,041円ということで補助金額が382万8,000円ということでございまして、合計で1,000万円ちょっとぐらいになるんでしょうかね、そういった形で、最後にごめんなさい、団地経由の病院線がございますね。こちらのほうが経常費用が1,155万6,450円、経常収益が685万661円ということで、補助金額が470万6,000円でございます、補助金額ということで、その3線合計で1,569万4,000円という結果でございます。

○東委員　今の数字でいくと、そうするとこの合計額は、この合計が1,500万円か。だから、本来ならもともと分離した部分で、大きく分ければそういうことですね。ヴィアモール経由、それからそうじゃないもともと古知野高校経由、それから病院まで団地から経由していく場合、その3本立てで分けるとそういう内訳になるということですね。わかりました。

○委員長　ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長　それでは、環境課所管の補正予算について御説明させていただきます。

議案書の102ページ、103ページの上段をお願いいたします。

歳出といたしまして、4款2項1目清掃費の愛北広域事務組合関係事業と、その下、江南丹羽環境管理組合関係事業でございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて農政課について審査をし

ます。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 農政課長　それでは、農政課が所管する補正予算について説明させていただきます。

歳入につきましては、94ページ、95ページをお願いいたします。

94ページ、95ページ中段の19款5項2目雑入、12節雑入のうち、県営畑地帯総合土地改良事業負担金（般若地区）返還金でございます。

続きまして、歳出につきましては、102ページ、103ページをお願いいたします。

102ページ、103ページ下段の6款1項1目農業費でございます。103ページの説明欄にございます県営水質保全対策事業（昭和用水地区）負担事業、はねていただきまして105ページにございます県営かんがい排水事業（中般若地区）負担事業及び県営震災対策農業水利施設整備事業（新岩倉用水地区）負担事業におきまして、減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。
- 東委員　雑入のほうの95ページのほうですけど、中段の農政課の県営畑地帯総合土地改良事業負担金の返還金ですけど、我々は会派全体の説明会があって、あのときちらっとは聞いたんですけど、この中身について。詳しい中身は、その段階ではそこまでしかわからなかったもので、担当の方のほう詳しいということだったので、その場で中断してしまったことがあるんで、内容についてもう一回確認したいので、内容を教えていただけますか。
- 農政課長　この事業でございますが、県が平成22年度から実施しておりますが、平成25年度に実施しました事業に対する会計検査院の検査が行われました。その検査の中で、補償工事において経過年数における財産価値の減耗分は事業費として認められないとの指摘がございましたので、その減耗分の返還金として関係市町と国・県に返還するものでございます。
- 東委員　それで、もともと平成22年からの工事で、会計検査院が平成25年に入ったのか、平成25年だけが減耗分があったのかどうかということを確認したいんです。



- 農政課長 会計検査の対象でございますが、平成25年、平成26年に実施した事業が対象でございます、今回は平成25年度に行った事業がひっかかったということでございます。
- 東委員 今の減耗費、減耗分が経費分には計上できないよという指摘だという意味でしたよね。
- 農政課長 補償の対象。
- 東委員 今回のね。それは経費に上げられないから認めないよということで返ってきたわけですよ、負担金は。それで、たまたまそういう計算は、平成22年からやっておる事業で、気になったのは、今の話だと平成25年だけがそれがあつたと。そういう経費の上げ方というのはずっとあるのかなあという気がしたんですけど。あるいは平成27年とか平成28年とか、この工事がいつまでか覚えてないんですけど。そういうふうにとまたま平成25年だけで済むことなのか、ずうっともしやっておれば、そういう会計検査上のやり方をですよ、帳面のやり方をね、本来平成25年だけというのは考えにくいなあという気もしたんですけど、そういうことはなかったんですか。
- 農政課長 この事業に関しましては、返還の事業は水道工事の水道の補償費で、実際に補償費を払ったのはその年度、ひっかかったというのはその年度だけであります。
- 東委員 水道管に当たるから、その補償は払って。その資産減耗を経費計上するというのは、それはどういうことなんでしょうね。もともとそれはあれですか、会計の指摘を受けたけど、そういう補償費でやる場合、今はたまたま水道管の話みたいですけど、補償はいろいろありますよね、ガス管もあれば、あるという気がするわけですけど。たまたま平成25年だけはそれが上がっておった。そのときだけが水道補償があつて、その前後はなかったと、水道の補償はね。ほかのものの補償というようなものは、別に該当するような形の計上の仕方はなかったんですかね。
- 農政課長 多分水道だけじゃなくて、会計検査の対象というのはガスとかいろいろ、そういうのも対象になると思うんですが、水道だけが返ってきたということは、その工事に伴って補償したのは水道だけだと思っております。
- 東委員 それはそれで指摘、やっちはいかんよということですね。わかり

ました。

それと、支出のほうに行きますけど、余り理由があったかどうかはわからないのですが、理由の確認のような話なんですけど、103ページと105ページで、それぞれ減額補正だということなんだけど、補正後は江南市はゼロ%ということで負担がないということなんですけど、それはどういう理由でこういうことになるんですか。

○農政課長 この事業、3つの事業ですけれど、補助根拠であります農地防災事業等補助金交付要綱というのがありまして、その一部が平成28年度に改正されました。その結果、今の3事業は全て国で負担するという事で、地元負担がなくなったということでございます。

○東委員 もう一回、農地防災何々事業、新たに加わったんですか。

○農政課長 農地防災事業等補助金交付要綱という要綱がございまして、その要綱の一部改正が平成28年にあったということでございます。

○東委員 たまたまこれだけに該当するという事かな、そうすると。

○農政課長 江南市の事業におきましては、その事業が該当したということでございます。

○牧野委員 だから、今後はこの事業に対しては江南市の負担というのは将来ないということだね。

○農政課長 この事業につきましては、調査費が全て国庫負担になったということで、実際に工事をやる時の事業は負担がございまして。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部建築課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 まず、歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の94ページ、95ページ中段の19款5項2目12節の雑入、建築課として空家等実態調査アンケート誤送付和解金であります。

次に、歳出については、少しめくっていただきまして、104ページ、105ページの下の表にあります建築指導費の人件費等に特定財源として充てるもの

でございます。

専決処分書につきましては、議案書の138ページにあります。参考として、139ページのほうには和解金の内訳を掲げております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。
- 東委員　　気になるところは、参考資料ね、和解金の内訳というのが139ページにあるじゃないですか。139ページに職員さんの人件費は時間外勤務とわざわざ書いてあるんだけどね、延べ25時間余と。たまたまこれは委託された相手側の会社の作業上のリストの誤りがあったわけでありまして。時間内でも、この誤りによって、職員さんはこれにかかわることの仕事をしているじゃないですかと思ったんですよ。本来はやる必要もないこともやってみえるわけだけど、これは時間外しか上がってないんだけど、本来なら時間内だって、このために別の仕事が発生しておるんじゃないかという気がしたんですよ。本来それだって損害の対象じゃないのという気がするんだけど。それがちょっと気になったところです。
- 建築課長　　もちろん、委員さんが言われるのもあるかなと思うんですけども、時間内にもやっております。ただ、時間内のどの部分に対してがそれがというのを実証するためにはなかなか難しいところがありまして、時間内にほかの仕事も入れながらある程度はやるんですけども、確実に補償として取れるのがこの時間外でやった数値ということで、今回、和解協議が成立しておりますので、その点、よろしくお願いいたします。
- 東委員　　和解したんだから、結果そうなんだけどね。でも本当は和解の前提のところ、そんな時間外だけのことだけじゃなくて、多分このことによって別の仕事が発生したわけじゃないですかね、向こうのミスによってですよ。私は本来そういうものを見るべきだと思うんですけどね。だって、それによって業務、そんなことなら、その分やらんでも、その時間内に終わりましたなんて言うておったら、その時間は余っておったことになっちゃうわな、下手な言い方をするとですよ。本来自分の正規の業務があるわけだもんね、皆さんの。それと並行してやっておったからよくわからないという話だけど、本来そういう場合もきちっと、これは今後のことにかかわることだ

もんで気になるんですけど、本当は明確にして、このことによって、原因によって仕事が発生したわけだから、それはきちっと損害の対象に反映させるべきじゃないですかねという気がするんです。それは今となつては無理なような話ですけどね。でも、実際にあり得る話だと思うんですよ。そういうことで本来は交渉されたんですか。

○都市整備部長　御指摘の点、私も実は言いましたところですが、効率性の向上、仕事というのは。こういう言い方が適切かどうかは、120%の力を出せるか出せないかという、そういうこともありまして、汗水一生懸命かいた分をお金にせえとおっしゃっても、なかなか難しいところが。簡単に言いますと時間外で、もっと明確に言うと、管理職は時間外が発生しませんので、管理職の時間外手当はこの中に入っていない。管理職がじゃあ時間外で、事実、課長や主幹は一生懸命働いていましたが、それを賠償していただくという担保にならないので、それを請求する裏づけとしてできないと。これ申しわけありませんが、実は、こんなことを言うと、過去にも何度もありますので、こういった例が、その例に沿って、おっしゃってみえることは私も十分に感じましたので協議する余地があるだろうということはやりました。しかし、目に見えて発生したものでないと、請求するのに値しないということで、こういった算定がなされています。

○東委員　全部残業の対象にならない課長さんと主幹の方がやったというならしようなないけどね、余分な仕事を。そんなことはないと思うんですよ。そんなことは考えにくいじゃないですか。今までもよくあるんですよ。電算関係、昔も何度もあって、損害金が発生して、こうやって和解しておるんですけど。そのときにも、あくまでも明確になる部分はそこしかないという言い方でしか出せないんだけど。でも、本来ならそういう仕事が発生したことによって本来の業務が阻害されるわけですから、どこまで反映できるかわかりませんが、本当はそういうのを明確に反映できるように私はしたほうがいいんじゃないかという気はしたんですけどね。そういう意見です。ぜひ今後ちょっと、ここだけじゃないでしょうから、今後もあり得ることだと思うので、ぜひそういう立場で私は臨んでもらったほうがいいと思うんですよ、こういう仕事をやられておるんですから。以上です。

○委員長　　じゃあ御意見として。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いてまちづくり課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○まちづくり課長　　それでは、まちづくり課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の88ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費補正には、8款土木費、4項都市計画費の布袋駅付近鉄道高架化整備事業及びその下の表、布袋駅東地区交通結節点整備事業を掲げております。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

ページはねていただきまして、106ページ、107ページの上段をお願いいたします。

8款4項1目市街地整備費は、布袋駅東地区交通結節点整備事業、布袋駅付近鉄道高架化整備事業で、それぞれ繰り越しをお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料の8ページから9ページに繰越明許箇所図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○東委員　　参考にお聞きしておきたいんです。大体本会議でもいろいろ出ましたので、わかりましたもんですからね。

それで、説明資料の8ページに図面が出ておるんですよね。ここには何も出てこないんですけど、何も出てこないと言ったら変ですけどね。この図面の多分、事前に皆さんにも説明があったもんで、本当に丁寧にやっていただきましたと思いますけどね、説明のほうは。それで、ここの図面の矢印の方向は南へ向かって、また西へ向かってというふうな矢印になっておるわけです、155号線はね。それで、この矢印の起点の部分はもともともうちょっと

下の十字路のところから始まっておったわけだけど、この分がふえた分はちょっと問題になったんだけど。

それで、記憶の範囲でしゃべるので申しわけないんだけど、水道の補償も多分発生しておったような覚えがあったんですけど、この旧のところですね。変わる前。これは217メートルだけど、185メートルでですね。今回、この217から185のふえた分、約32メートルの部分のところに、水道の補償というのは発生しなかったんですかね、この道路工事については。

○まちづくり課長 水道補償費も発生しております。

○東委員 そうすると、水道事業のほうでいくと、その場合は、水道の補償もこの部分がふえた分が発生しておるということは、それは水道のほうは、まちづくりから補償工事を受けて、補償費を受けて工事をやっておる、水道も。

○まちづくり課長 ちょうど今やっておりますが、工事をやっております。

○東委員 そういう場合は、水道の場合はどうなるんですか。そういう場合は、ちょっと課が違って申しわけないんですけどさ。たしか当初では185メートルの部分で補償があったから、水道も補償でやっておる覚えがあったんですよね。今回たまたままちづくり課だけの部分で追加で出てきたわけだけど、この場合、ふえた部分も水道も補償があったとなると、水道工事のほうはこういう場合というのは、予算上の形でいくと、補正とかいうのは水道の場合は必要なくなるんですかね。どういう対応をするんですか。

○都市整備部長 今回、長いことこの御説明ばかりさせてもらっておりますが、繰越明許というこの図面でございまして、補正予算という図面ではございません。事は、何度も御説明したように、予算内で増延長ができたもんですから、もしもこれが繰越明許が起こらなかつたら、あなた方どうだったのという御質問があるとおり、この図面が出ることなく、来年度の当初予算は、この新しい起点からの図面が、つまり去年の当初予算と今度の当初予算で見ると抜けたような形の予算が執行されていくはずでした。

水道につきましては、今も説明させていただきましたとおり、同様に予算内で執行ができたという中で、繰越明許なく、この予算が執行できるために、もしも繰り明があれば同じような図面で、予算の措置なく、その事情につ

いてはまちづくりと水道は一緒ですが、繰り明がないので、こういう議論をする余地がないといえますか。くどいようですが、水道については予算内で執行が可能であったためということでございます。

○福田委員 要望ですけど、繰越明許は、大工事だといろんなことが起こってきて、どうしても予算を繰越明許しなければいけないのが出てくるんですけど、特に鉄道高架事業なんか、毎回毎回やらざるを得んくなってきておるんですけど、それは余り続けると、何をやっておるんだと思われちゃいますから、もっと打ち合わせというか、そういうのを綿密にして予算を計上したら、それをきちんとやっていくということが、ちょっと厳しいようですが、内情はわかっていますけど、あなたたちは一生懸命やってくれておるということは、それを続けておるということは、ちょっとだめだなあという感じがします。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時20分 開 議

○委員長 それでは、議案第15号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第24号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳出

- 委員長 続いて、議案第24号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第9号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、都市整備部の所管に属する歳出を議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 追加議案書1ページをお願いいたします。

平成29年議案第24号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

はねていただきまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明申し上げます。

8款4項1目市街地整備費は、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、布袋駅エスカレーター維持管理事業で101万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

- 東委員 予定どおりなかなか進まないよということなんですけど、それはいいんですけど。いいことはないんですけど。わかればどうかなんですけど、あそこの1.8キロメートルの工事は、6工区に分けてやるじゃないですかね、大体業者が6つ分担をして。今回、いろいろ安全性の確認のいろんなこととか、そういったことが総合的な理由としてあるよということちょっとおくれますよということなんですけど。例えば工区別に見て、どこかの部分は終わっておるけどどこかはまだだとか、そういうことはわかるんですか。

例えば、上り線が本来通る予定だったよね。上り線はオーケーだと。オーケーのはずで済んだ、名鉄のね。今回無理になっちゃったんだけど、例えば駅舎の部分の工区がだめなのとか、あるいは上り口のおり口だとか、それぞれあるじゃないですかね、途中だとか。それぞれでどうなのかというはわかるんですか。

- 都市整備部長 提案説明もさせていただきましたとおり、駅舎は順調にということでエスカレーター本体がつくわけでございます。ちょっと言葉をすぐに思い出せんのですが、軌道並びに電路工事のおくれというふうに聞いて



おります。軌道並びに電路工事ですから、6工区とも全部つながったものですんで、どの工区の軌道がとか、どの工区の電路がとか、そういうものではございません。

- 東委員　　そうすると、全線にわたる話ということになるわけですけど。だから、全線にわたってのことが、全体というのか、つながらないと意味がないわけだもんで、どこかがいかんのでしょうか。ということなんでしょうね。たまたま工区は分かれておるけどね。

それで、もう一ついつも気になるのは、こういう工事おくれの関係でいつも出るのは、全体はおくれませんと、いつもおっしゃっていただくんですけど、途中ではおくれでも取り返しますと、予定の工期はというように出るんですけど、実際、その辺のところは、どうも本会議では、まだめどは明確ではありませんという言い方を部長さんがおっしゃったような気がしたけど、その辺のところの全体の本来のもともとの工期との関係を見た場合、名鉄側はどういう説明をしてみえるんでしょう。

- 都市整備部長　　名鉄の説明ということで、このたびも名鉄事業本部の責任のある方にお越しいただいて、この事例のために、市長、副市長、私で聞き取り、説明を受けました。

全体について、名鉄の発言を申し上げますと、何月何日ということは今のところ、どの切りかえ、例えば今回の切りかえについても、次回、犬山方面、最終的には留置線の切りかえについて何月何日ということは明確に当然してみえません。年というような表現はございます。もちろん、最終的な何月何日は置いておいても、年度、年に対しては鋭意努力して進めるということはおっしゃってみえます。

今回も一定の確かに目安として、架線が上がるというのは現実に目標にしたところでありますので、これも議案質疑の中でも答弁させていただいたとおり、3月末をもって出来高は、共同事業者の3者、県、市、名鉄で確認しまして、おくれた部分については県が繰越明許の手続をもって処理していくと。ですから、また変更協定というのを結びますので、変更協定に基づく精算はある時期に当然なされる。ある時期というのは、出来高が完了したときになされて平成29年度の本来の仕事に入っていくわけで、今度は変更協定に

基づく平成29年の協定が結ばれますので、その進捗状況がどうなっておるかというのは注視していく必要がありますし、もっとおっしゃるように、今まで御説明してきた内容でいいますと、あと2年後に犬山方面に上がり、その1年後に留置線が上がる、こういう御説明をしてきていると思っています。ただ、平成25年の覚書、変更の覚書がありますので、これを目標に進めていくということ。多分表現でいうと、数カ月のおくれがここで生じると思われますが、その数カ月はこの先3年の中で取り返していくものだというふうに現状では伺っております。

○東委員 議論になる話は、それはそれで残念なことだけど、名鉄が全部事業主体だもんですから、なかなかこちら側は口も出せないようなこともあるよという話もよくありますけど。それで、問題はあとは事業費の関係だと思うんですよね。じゃあ、今で数カ月ぐらいおくれそうだという話で、そのとおり本当にそれが3年間の間で取り返せれば、取り返すつもりでやりますよということなんだと思うんですけど。これは先の話だもんで、今の段階で言ってもしょうがないことなんですけど、一番危惧されるのは、工期おくれがあった場合の全体事業費でおさまるかというのがいつも危惧される問題ですけど、その辺のところまでは言及をしていないということですね、現状では。

○牧野委員 ちょっと余分なことかもしれませんが、普通、民間感覚でいくと、工程管理だとか進捗管理というのは、県・市と工事請負人と定期的に月に1回ぐらいずうっとやりながら、原因と、取り戻しと、また賠償も含めて普通は民間がやっていくんだけれども、こういう場合というのは、そういう定期的な工程管理というようなことは県・市と一緒にやっているものなのか、いつごろこれがわかって3月末にできないとなったか、その期日だけを聞きたいんですけど。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 今、委員御指摘のように、工程会議につきましてはほぼ月1回、愛知県、江南市、そして鉄道事業者、名鉄と工程会議、そしてその席には各業者も来てやっております。

あと、まさに明確に年度内ができないよということがわかったのは2月の後半ということで、わかって速やかにこのような手続をさせていただいて、現在に至っている状況でございます。

○東委員　ただ、もともと江南市が2カ月を見込んだじゃないですかね、維持管理。つまり、2月、3月、維持管理が発生するよ。つまり、1月の段階では上へ上がるということの想定でしたよね。そうなんだわな、多分2月、3月を見るといってだわね。それで、地元の方たちにも、もともとあったんですよね、名古屋方面は上に上がりますよというのがあって。皆さんの場合は月に1度の工程会議ということですけど、その辺のところの地元の皆さんに対しての説明なんかというのは、何か別のルートでやられるんですか。

○都市整備部長　先ほどの追加の説明になりますが、名鉄事業本部の方からは、私どもも十分に承知はしてないんですが、名鉄においては切りかえの日を明らかにするのは一月前であると。これはどこの事例でも。えらく早い時期からここですよという、責任の問題だとかダイヤをなぶっておるといようなこともあると思うんですが、1カ月以上前に切りかえの日にちを公表していくことはありませんと。このことは裏返しますと、名鉄はいまだかつていつだということを書いていないという意味です。目標はもちろん持っています。我々も目指してということは、県・市の立場で目指してということは何度も申し上げてきましたが、4月1日に切りかわりますなんていう言葉は一度も使ったことはございません。

　現実に今の工程会議の話ですけど、毎月やる中で、正直なところは年明け早々から危ないという認識は県・市ともしておりました。名鉄も苦しいという発言をしてきましたが、県と市の立場におきましては、じゃあしようがないなあとその場で言うわけにはいかないと、最大の努力をするようにとずっとお願いしてきました。結果、今、2月下旬と言いましたが、2月24日に最終的に名鉄としてはもういかんと。それについて県・市も、この期に及んでは容認せざるを得ないと。これが、予算を見ていただければわかるように、追加議案という形で、ぎりぎりの段階、3月2日に議運のほうへお願いいたしまして、何とか委員会付託ができる形の上程というので、今回のこの予算を上げさせていただいた背景を見ていただいても、今、私が説明したのが実情でございます。

○藤岡委員　1つ確認といいますか、本会議のところで、もう一つおくれる理由として、地元の要望で東側に出入り口をつくるという要望があるという、

確認ですが、それもやるんですかね、今回。それはまだ決定じゃないんですかね。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 名鉄がそういうことを聞いて今検討している段階でありまして、やるやらないというのはまだ回答と  
いうのか答えは聞いておりませんので、済みません、よろしくお願いします。

○牧野委員 雑談でもいいんだけど、一宮土木自身が、もう既に東側から入  
れる……。

○委員長 牧野さん、雑談でやるの。どっちでやるの。  
暫時休憩します。

午前10時33分 休 憩

午前10時37分 開 議

○委員長 再開いたします。

ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた  
します。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

午前10時37分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま  
した。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

午前10時50分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、市民サービス課より訂正がございますので。

○生活産業部長　大変申しわけございません。先ほどの議案第15号の一般会計補正予算の中の市民サービス課の通知カード・個人番号カードの関連事務事業の中で一部答弁に誤りがございましたので、訂正をよろしく願いしたいと思います。

○市民サービス課長　議案第15号の補正予算の答弁の中で、東委員から、通知カードは今在庫はどれだけあるのかという質問がございました。その中で、私が約1,300枚と申し上げましたけれども、実際には約720枚ということで、申しわけございませんでした。訂正をさせていただき、おわび申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長　よろしいですか。

[挙手する者なし]

---

## 議案第17号　平成29年度江南市一般会計予算

### 第1条　歳入歳出予算のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

### 第2条　継続費

### 第3条　地方債のうち

水環境整備事業（宮田導水路地区）

街路改良事業

雨水対策施設整備事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

○委員長　それでは、議案第17号　平成29年度江南市一般会計予算、第1条　歳入歳出予算のうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出、第2条　継続費、第3条　地方債のうち、水環

境整備事業（宮田導水路地区）、街路改良事業、雨水対策施設整備事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長　それでは、市民サービス課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、歳入について御説明申し上げますので、平成29年度江南市一般会計予算書及び予算説明書の18ページ、19ページ上段をお願いいたします。12款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課分、布袋ふれあい会館使用料及び同会館の目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、26ページ、27ページ上段をお願いいたします。12款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料の戸籍手数料ほか3件でございます。

次に、30ページ、31ページ中段をお願いいたします。13款2項1目1節戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金及び交付事務費補助金でございます。

次に、34ページ、35ページ上段をお願いいたします。13款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

次に、38ページ、39ページ中段をお願いいたします。14款2項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

次に、42ページ、43ページ中段をお願いいたします。14款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

次に、52ページ、53ページ下段をお願いいたします。19款5項2目10節電話料収入の市民サービス課分、電話使用料（支所）でございます。

次に、54ページ、55ページ上段をお願いいたします。19款5項2目11節雑入の市民サービス課分、地方庁推奨事業費助成金ほか4件でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、大きくはねていただきまして、118ページ、119ページ中段をお願いいたします。2款1項6目市民生活費でございます。このページの消費生活事業から127ページの上段、公共交通再編事業まででございます。

次に、144ページ、145ページ最上段をお願いいたします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。このページの人件費等から151ページ上段、墓地管理事業までが市民サービス課の所管となります。

なお、別冊の当初予算説明資料22ページには、消費生活センター事業について掲載させていただいております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○藤岡委員　消費生活センター事業で、関連と言ったら申しわけないんですけど、消費生活センターの真ん前の道路のところに消費生活センターという道路標識というか看板があるんですけども、あれというのは4月の段階で西庁舎とか何かそういった表示に、あれはどこが設置しているんですかね、道路標識。変わるんでしょうか。

○市民サービス課長　土木課のほうでまた今度、新たにつくり変えるという形です。消費生活センターという名称で考えております。

○牧野委員　121ページの消費生活センターの臨時職員等賃金617万7,000円、説明資料で22ページで、月曜日から金曜日まで常時何人で、時間当たり幾らでしたか。ちょっと確認ですが、賃金の。

○市民サービス課長　常時、平日ですね、市役所があいているときに1名、相談時間は9時から正午までと1時から4時30分まで、時間当たりが2,000円ということでございます。

○牧野委員　交代ですから、常時1名ですから、何人ぐらい採用でしたかね。

○市民サービス課長　一応、今継続してみえる方と、これからとる方と合わせて、三、四名程度で回していこうかなというふうに考えております。

○委員長　ほかに。

○東委員　ふれあい会館の関係で使用料とか、例えば19ページで上段のほうに、上から2段目が市民サービス課の布袋ふれあい会館の使用料で、今回、

例の使用料が変わって有料になるという形で見込まれておるわけですけど、大ざっぱに例えばお風呂の部分で幾らとか、会議室で幾らぐらいの大枠はわかりますか。

○市民サービス課長　　まず、お風呂のほうは、1回100円というんでしょうか、お一人100円で、予算的には約230万円ほど収入として見込んでおります。

会議室のほうは、一応今、第1会議室が、会議室の2階でございますけれども、第1会議室が約16万円ほど、第2会議室が15万円ほど、第3会議室が16万円ほど、あと実習室ですね、調理をするところがやはり15万円ほど、競技場が約106万円程度ということで今見込んでおります。

○東委員　　それはそれでそういう形で見込まれておるわけですけど、それで歳出のほうで例えば123ページに、布袋ふれあい会館の、下のほうですね、維持管理事業があるんですね。ここで総合で2,200万円あるんですけど、この中の光熱水費で電気使用料が今回予算的には277万5,000円なんですけど、要は競技場の実費徴収がありますよね。先ほどの使用料とは別ですよ。たしか実費徴収が別にあって、55ページの雑入のところで、上のほうから、上が一番最初の雑入の次の段、市民サービス課の幾つか徴収があって、実習室はもともとあったんですね、この実費徴収は。その下に今回新たに競技場の空調の実費徴収が見てあるわけですけど、先ほどのもとへ戻って123ページのふれあい会館の維持管理のところの光熱水費、電気使用料というのは、実際には前年と比べてどれぐらいの増額を見込んでおるかというのはわかりますか。

○市民サービス課長　　ことし電気料が全体的に安くなったということで算出しましたところ、前年度の予算282万4,000円に対して、今年度は277万5,000円ということで、1.7%の減ということで一応積算はしております。

○東委員　　聞いた理由は、競技場はエアコンを使うということで実費徴収をもらうということで、あのとき電気料を計算がされたんですね。たまたま今の電気代が下がったりするものですから、トータルでは今のように下がるということなんだね、予算計上上はね。もし実費徴収しなかったとすると、増額分をどれぐらい見てあるかというのはわかるんですか。そういう趣旨でいくと。



○市民サービス課長 空調だけ今回出してみたところ、今回の予算の中、先ほどの数字の中のうち、37万円ほどが空調にかかる費用ということで、先ほどの数字の中の内訳の一部ということでございます。

○東委員 使用料としては単純に37万円。それでいいんですよ、そういう趣旨だからね、もともと。それを見込んであるよということで。本来ならもっと安く済むわけだね。

あと、ちょっとわからなかったのが、次のページに、125ページ、続いているんですね、維持管理料で。上に13節委託料があって、この一番下の、申しわけない、余り素人によくわからんですけど、ESP業務委託料というのがあるんですけど、これって何でしたっけ。

○市民サービス課長 普通この辺ですと中部電力さんが電力の供給もとなんですけれども、ふれあい会館というのは、そういった電力の供給もとはESP、中電さんより安い電力供給会社にしてあるところのエネリンクという会社から電気を買う形になっておりまして、そこにお支払いをする委託料ですか、そういった費用となっております。

○東委員 そうすると、先ほどちらっとお聞きした感じで、実費徴収の関係で聞いたんですね、電気料金を聞きましたよね。現在は、今ははやりですよ、いろんな電気を売る会社がありますから、安く契約できるよといって市でもやっていますよね。幾つかやっておるわけだから、契約を。今年度からですか。布袋ふれあい会館が変わったということで、ただしその場合、こういう別の業務委託料が発生するということですか。電気代を使うのに。電気を使うのに。

○市民サービス課長 時期がちょっと今、後でまた調べて御報告をさせていただきますけれども、委託料を払ってでも中電の積算する価格よりも安いもんですから、こちらを選択しておることが現状であると思います。済みません、時期のほうはまた後ほど調べて御報告させていただきます。

○東委員 時期のほうという意味は何。

○市民サービス課長 開始時期でございます。

○東委員 そうすると、新年度からという意味ではないんですか。

○市民サービス課長 去年の途中と記憶はしておるんですが、はっきりと定

かではないもんですから。

○東委員　　もともと途中からやりかけておって、それは新年度丸々よということですか。そうすると、もともと去年のうちに業務委託料が発生しておったということですか。

○市民サービス課長　　契約した時期が判明したもんですから。5月13日でございます。昨年5月です。実際は6月分から。

○東委員　　その段階から逆に言えば業務委託料が発生しておるわけですね。だから、そうすると、それはあれですか、あえて補正なんて一々出なかったわけだで、金額が少ないんだらうから、委託料の流用でやるということかな、そういう場合は。

○市民サービス課長　　先ほど去年と申し上げましたけれども、今、もう一度改めて契約書を見ましたところ、平成28年の5月13日でエネリンクとの覚書を締結していますので、今年度の6月分から。

○委員長　　去年契約して、ことしから業務を委託したということ。

○市民サービス課長　　そういう意味です。

〔「やってない」と呼ぶ者あり〕

○市民サービス課長　　はい、やってないです。平成28年の6月から。ですから、今年度の6月から発生しています。今年度からスタートしています。

○古田委員　　平成29年度だよ。

○市民サービス課長　　去年の5月です。

○牧野委員　　去年から発生しているんだよ、契約料は。

〔発言する者あり〕

○委員長　　平成28年の6月から、だで平成29年度になるということだよ。

○市民サービス課長　　そうです。

○委員長　　ことし……。

○生活産業部長　　平成28年の6月ですから、今年度からスタートしたということです。平成27年ではなくて、平成28年度からスタートして、今回は当初予算ですので、平成28年と平成29年の比較ということでもありますので、平成28年度の6月分から今のところに切りかえたということですので、よろしくをお願いします。

- 市民サービス課長 申しわけございません。
- 東委員 だから、平成28年の6月から委託料が発生している、ESPは。それは委託料の流用ですかと聞いた。それを聞いた。
- 市民サービス課長 後ほど調べて、その部分につきましては答弁させていただきます。
- 委員長 じゃあ、後で調べて御報告をお願いします。
- その他、そのほかの質問。
- 牧野委員 125ページで公共交通再編事業で、これは去年と来年度で完結するという事業なんですか。公共交通再編事業の戦略プロジェクトで、去年度が基礎調査をして、一応現状をやりましたよね。今年度が評価手法を検討して、支援業務を実施して、ある程度平成29年度に結論を出すという予算なんですか。そういうものじゃなしに、ずうっと継続して絶えずやっているというものなんですか。
- 市民サービス課長 予算は今回当然、平成29年度のをお示ししておるんですけども、また来年、今の検討部会であったりとか、きょう委員協議会の中でまた説明をさせていただくんですけども、資料をお出しするんですけども、会議そのものは検討部会ということが立ち上がってきますので、来年度から、いわゆる地域公共交通会議の下部組織ですね、その中で続けていく中で、今回は委託料ということでコンサルティング会社に払っておるんですけども、またその状況に応じて平成30年度以降どういった形になるのか来年度のうちに、会議そのものは、検討部会そのものもどうなるかわからないんですけども、一応この後お示しする資料の中では、続けていくというような方向を出しておりますものですから、その進め方によってはコンサルに引き続きお願いする可能性もゼロではないというふうで今の段階では考えております。
- 生活産業部長 今年度、調査をやらせていただいて、来年の予定は、この基礎調査の結果に基づいて、とりあえず今の現状の公共交通は維持していこうというような結果が出ていますけれど、ただいろんな現在の公共交通機関に対して個別のいろんな御意見もあったわけです。例えばいこまいCARだとか、線バスをこうしてほしいとか、そういうことについてまず平成29年度

は検討していききたいと、先ほど課長が申し上げた部会をつくってですね。

あともう一つは、現在の公共交通というのが、現在は皆さんおおむねいいと言っていますけれど、今後、高齢化が進んだり何かしたときに非常に将来不安だという意見もあったもので、江南市の公共交通が果たして現状でいいのかということを検証するために評価手法というのともあわせて平成29年で検討していききたいと思っています。それを今後は毎年評価しながら、市民の皆さんと現在の公共交通がマッチングしているかどうかということを検証していこうということの仕組みを平成29年度に考えていききたいと。

もう一つは、市全体の交通ネットワークというのもありますので、それは今の総合計画の策定だとか、今後の都市マスの策定の検討をする中で、果たしてそれがいいのかどうかということもやっていこうと。そうやって考えますと、今の都市マスが完成するのが平成31年度ですかね、そこまではそういうこともあわせて検討はしていきますけれど、ただ大きな検討というのは今年度と来年度である程度終わりますして、それ以降については、先ほどの大きなネットワークが果たしていいかどうかというところは、都市マスなんかの策定の中とあわせて考えていききたいということで、今のところは考えております。

○牧野委員　それは市の変化に伴って、高齢化に伴って交通網は非常に重要ですから継続してやることはいいんだけど、127ページに委託料が250万円ぐらい払いますよね。127ページの一番上、13節委託料。これが去年の予算が460万円ぐらいで、これ減っていて、こういった業務委託料というのをずうっとこれからも払っていくのか。僕はある程度、アンケートをして、プロを呼んできて、答申をやって、もちろんいいんですよ、都市マスに入れるのもいいんですけども、こういう金をかけ続ける割にはというのか、何らかの形を出さなきゃ、一つ方針を出してやってみてプラン・ドゥ・チェック・アクションだから、要するに平成29年度で委託料というのとはなくなるものなのか、ずうっとやっていくものか、それはわからんのかね、今の段階では。その計画なんですよ、プランニングの。公共交通を立てる年度というのか、期限というのかな、一つの案をつくる。継続してやることはいいですよ、ただ。

○市民サービス課長　現段階では平成29年度で何とか締めたいなということ

は、委託料という視点だけでございますけれども、平成29年度で締めたいなと考えています。

○牧野委員　ぜひ頑張って、一つプランをつくってやってみないとわからない、これをいつまでやっても。それで、報償費というのが、交通会議等委員謝礼というの、委員というのは平成28年度、平成29年度は同じ人なのか、人数が減るのかふえるのか、ちょっとそこら辺、どういう人、また人選をし直さな、ちょっと確認しておきたいんですが。45万5,000円。

○市民サービス課長　内訳としましては、例年お願いしております公共交通会議のほうの委員と今回の下部組織の検討部会の委員の方も入っておりますもんですから、今回は少し検討部会のほうには、例えば事業者であったりとか地区の方も入っていただく今計画をしておりますので、その数になってまいりますもんですから、去年よりはふえているという形になります。

○牧野委員　どこかで聞いたこともしれない。人数とか名簿というのはどこかに出ていたんですかね。

○市民サービス課長　今の予定でございますけれども、公共交通会議のメンバーが12名で今のところ6回を予定しております、今の専門部会、検討部会としまして13名で5回ということで予定しております。今年度までは検討部会はございませんもんで、来年度から新たに今の13名で5回……。4回です、4回ということで。

○牧野委員　13名が4回で。

○市民サービス課長　済みません、地域公共交通の会議のほうも一応3回ということで予定しております、申しわけございません。

○牧野委員　多分そういうのはネットで、ホームページで出るんじゃないかと思いますが、議論も大切ですけど、今の手法と、支援を受けて、ぜひ平成29年度に一つの方針というのか方向性を出してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに。

○東委員　今のことでちょっと。できるものならという意味で、平成29年度中にある程度というお答えのように受け取りましたけど。ただ、公共交通というのが、今、都市マスのほうでもそれをうたいまじょうだとか、この

間議論の中でも、総合計画が平成30年から始まるということもあって、都市マスではちょっとずれるわね、そういう点でいくと。総合計画と、1年間ね。その辺で住民の方の要望の強い全体の見直しということがあって、総合計画に盛り込むことを前提にしたことしの業務になるのかどうかというところなんですけどね。先ほどは都市マスにも反映があるよという言い方でしたけど、総合計画に対してはどうかというのは決まっておるんですか。

○市民サービス課長 上部計画として総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正計画の進捗状況にあわせて、当然、公共交通という部分については、それぞれについて必要に応じて検討していくことになるものと思っております。

○東委員 ただ、もう一点よくわからなかったのは、これも先ほどの議論の中で出たんですけど、目的にある評価手法の検討というのがあって、昨年の調査の結果は一応、大ざっぱな方向性としては現状維持というようなことだという話がありましたけど、それだけでは済まんだらうということで、いろんな人口の動態だとかということも考えるだとか、高齢化も考えるだとかということになった場合には、いろいろ公共交通の考え方も一定整理せないかならうということも言われているんですけど。

ここの評価手法ということは、評価手法そのものの意味合いがよくわからないんですけど、評価手法の検討というのは、具体的にどのようなことをイメージすればいいんですかね。

○市民サービス課長 現状では、例えば地域公共交通でいえばどれぐらい乗ったかという統計的な資料でお示しをしておるんですけども、あとどうしても財政というんでしょうか。今の手法の方法としては、そういった人数であっても今はただ報告しておるだけでございまして、これだけ乗っています、これだけ減りました、ふえましたと言っているけど、どれぐらい乗ったら、例ですけども、この便数をふやそうとか減らそうとかというお話とか、あと金額も、これ以上行ってしまったら、いこまいCARも含めて行ってしまったどうかとかといったようなところの中の一つの選択肢というルールとものを決められればいいのかというふうに現段階では思っております。

○東委員 そうすると、どうしても頭に出てくるのが、よくあるのが採算ベ

ースということが出たりしますけど。そういうことは今までのデータで一定わかりますよね、比較をすればとか。先ほどの補助路線のバスに対して一定の数値が出てきますよね。あれをじゃあ例えばどの範囲までなら許せるとか、補助金額は、そういう基準を決めましょうということなんですか。

○生活産業部長　評価手法をどうやるかという話は、それを今度の検討部会では検討していくわけですけど、一つの要素として、今、課長が申し上げましたが、行政側からしてみると採算性というのは、財政状況もありますので、一つの行政サイドとしてお願いしたい部分もありますけど、実際にはそれだけではなくて、例えば交通不便地域の問題もあるでしょうし、それから今後の高齢化の問題もありますので、もし仮に公共交通を見直すと、その判断をするための評価手法なんですけど、もしも今の公共交通を根本的に変えようとしたと、今は例の交通網の形成計画というのをつくってやる必要が出てきますので、そうするともう少し検討組織というのも考えていかないかんですけれども、そういうことをやる必要があるかどうかということもその中では判断していく必要が出てきますので、ですので今回はまだ具体的にどういうものを、当然さっき課長が申し上げたようなことも検討材料になってきますが、どういう評価をしていくと今後のそういったことに対応できるかということも考えていく必要がありますので、評価手法をどういう評価をしていくかということも平成29年度の検討部会の中であわせて検討していくということにしておりますので、お願いいたします。

○東委員　先ほどと同じ、委託料の話がありましたよね、次のページ、127ページで。それで、公共交通会議等の支援業務委託料として、こういう240万円積算してあるんだけど、この場合の委託料の中身、内容というの、249万9,000円設定する中身というのとは一体何なんですか。

○市民サービス課長　当然今ある会議ですね、内部会議であったりとか公共交通会議の支援ということで、そちらにはまぜていただくということと、あと先ほど来申していますように、そういったルールの検討であったりとか、今の評価手法、モニタリング等々の検討ということで御提案をいただく予定でございます。

○東委員　委託料の考え方ですけど、委員の謝礼というのは先ほど出ました

ね。運営委員の方の交通会議、これから新しく検討部会を設置するので、その人たちの報酬を見てあるよという話、それはわかりやすいんですけど。249万円の積算の中身が、今、課長さんの言い方だと、具体的に積算をした内訳といいたいでしょうか、何を見てはじいてあるんだというのが疑問点なんですけど。

- 市民サービス課長　　当然今のいろいろなルール決めであつたりとか評価手法を考える中で、ほかの自治体の状況であつたりとか、普通のコンサルさんはそういった知識も豊富ですし、経験もあるもんですから、そういった行政職員だけでは手の届かないところを支援していただくということで、一応予算として上げております。
- 東委員　　公共交通会議等と書いて、等だから等でいいとして、会議を支援していくという趣旨で書いてあるということは、コンサルに委託をする委託料ということですか、要は。全部そうなの。コンサル委託料ですか。
- 市民サービス課長　　繰り返しになりますけれども、公共交通の見直し案の検討であつたりとか、今のモニタリングの評価手法の検討、新たな導入ルールの検討ということの……。
- 牧野委員　　外部委託をしていくじゃないの。
- 委員長　　ほかにございませんか。
- 東委員　　149ページのほう、これは先ほども聞いたことなので簡単に聞きます。上段のマイナンバーの関係ですけど、今年度の予算が994万9,000円ですので、これは例のあそこに金を払う分ですよ。J-LISか、払う分ですけど。今年度は、そうするとこれで業務量として何枚発行というのはわかるんですか。
- 市民サービス課長　　一応これは4,000枚ということですよ、江南市でございますと。
- 東委員　　単純には大体あれですか、1枚幾らという感じなんですか、これは。それでよろしい。
- 市民サービス課長　　今のお金の中には、当然つくるお金であつたりとか、発送に関するお金であつたりとか、コールセンターということで対応する方のお金であつたりとかが入った中での金額でございますので、カード1枚当



たりの単価ということは算出できませんので、よろしく願いいたします。

○東委員 先ほど700万円ほど繰り越したじゃないですかね。あれを含めて、今年度この分とでやるということだわね。あの分でも本来ならまだ2,000枚ぐらい残っておるじゃないですかね。今年度またさらに追加4,000枚という想定で国は支出しておるといことですね。またこれがなかなか進みぐあいからいくと、そんなにどうも急激に進みそうもないような、先ほどいろいろPRしたらどうかとありましたけど、進みそうもないというのは、でも国がこうやってどんどん金だけは出してくるということでしょうかね。市としては、あとは住民の方の判断で申請するかしないかは自由ですから、それを待つということですね。

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○市民サービス課長 先ほどESPの委託料の支払い方法と申しませうか、お金のやりとりは13節からどういうふうにとしたことだったんですけども、流用を行ったわけではなくて、そこの執行残の中から繰り出して、先ほど申し上げられた金額のところに執行残が当時あったもんですから、そこでお支払いをしておるといことをございます。

○東委員 委託料の執行残ね。そういうことね。

○市民サービス課長 はい。

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして商工観光課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 それでは、商工観光課の所管について御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。20ページ、21ページ中段の12款1項4目労働使用料、1節労働使用料でございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。42ページ、43ページ最上

段の14款2項5目商工費県補助金、1節商工費補助金でございます。

同じく42ページ、43ページ最下段の14款3項4目商工費委託金、1節商工費委託金でございます。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。50ページ、51ページ中段の19款3項1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。54ページ、55ページ上段の19款5項2目雑入、11節雑入のうち、説明欄にございます商工観光課の関係4項目でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

270ページ、271ページをお願いいたします。270ページ、271ページ最上段から、はねていただきまして272ページ、273ページ上段まで、5款1項1目労働費でございます。

はねていただきまして、284ページ、285ページをお願いいたします。284ページ、285ページ中段から292ページ、293ページまで、7款1項1目商工費でございます。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○牧野委員　43ページで、私、今まで知らなかったんで、この商工費補助金というのは、毎年県から、こういう総額の20分の1というのが出ているもの、この比率というのとは変わらず出てきているものなんですか。

○商工観光課長　こちらの新あいち創造産業立地補助金でございますが、こちらのほうは愛知県の新あいち創造産業立地補助金でございます。長年、県内で地域の経済、雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するために、立地市町村と連携して県内における再投資を支援する制度でございます。実は歳出のほうで商工費の286ページ、287ページ中段に企業誘致等推進事業がございます。その中で、企業再投資促進補助金というのがございます。こちらのほうが今年度4月より市内企業への優遇制度として運用されているものでございまして、こちらのほうが県内に20年以上かつ市内に10年以上立

地する企業が工場または研究所を新たに建設もしくは増設をする際に、先ほどの愛知県の新あいち創造産業立地補助金の制度と連携をいたしまして、土地の取得費用を除く家屋、それから償却資産の取得に係る費用の10%を補助するというもので、江南市と県がそれぞれ5%ずつ、半分ずつですけれども、負担する制度でございます。

歳出のほうで一応、対象となる企業さんへ取得した費用の10%お支払いいたします。半分の5%分を先ほどの新あいち創造産業立地補助金の制度で、市のほうが県のほうから5%分を受け取るということになります。ですので、これはこれまではなかったんですが、今回初めてということになります。

○牧野委員　これは使わなかったら返すということになるか、また繰り越しになるものなんですか。

○商工観光課長　これは対象となる企業が既に決まっていまして、県のほうで認定を受けた企業さんでございますので、記者発表で、新聞等にも掲載されておりますが、K T Xさんですね。K T Xさんが自分の敷地内で増設を行うと。そこに係る先ほど言いました家屋、償却資産の取得費用の10%を連携して補助するということでございます。

○委員長　ほかに。

○東委員　今の牧野さんが聞いていただいたことですが、歳入のところでは20分の1の対象になるのが1億2,300何がしということだもんで、当然、今回の計画の建設費がこれに該当するんでしょうかね。それが20分の1はもともと決まっておって、率が、例えばこれが3億円なり5億円なりとかいう上限というのは何かあるんですか。下限は聞いた覚えがある。1億円以上ということでは聞いた。

○商工観光課長　補助額の限度額として、10億円という限度額が。

○東委員　それで、歳出のほうで今の287ページに出ておるわけですが、今回、そこに優遇措置として補助金、10%分を出しますよということなんですけど。具体的に、これは企業誘致を促進しようということなので、ここに書いてありますように、都市計画法第34条12号だもんで、例の安良の地域のエリアで今回進出をして企業が新しくやることになる対象になったということですが、それで、具体的には全く、今でもともとある会社、先ほどの話

で県内20年、市内10年以上で新たに新設・増設ということですが、今回の場合が新設か増設か、増設なんだろうね、どっちかという、もともとあるわけだから、そういう場合に増設していただいたことよっての例えば雇用の拡大だとか、あるいは固定資産税などの影響がどう出るかとか、そういう企業誘致の効果などについて何か試算はあるんでしょうか。

- 商工観光課長　　この補助金の要綱の中に、認定申請から補助金の交付までの期間、中小企業の場合は25人以上の常用雇用数を維持するという要件がございます。
- 東委員　　維持。
- 商工観光課長　　維持です。ですので、さらにふやせということではございませんので。そういう要件でございます。
- 東委員　　そうすると、その25人以上を維持しなさいという条件だという言い方は、今の例は増設ですよということでしたよね。もともとある企業が従業員さんが雇用してみえるよ。25人以上維持しなさいというのは、よくわからないのは、単純に増設していただいたら、またそこで新しい雇用が発生するのかという気がするんですけど、もともとあった従業員さんがそこへまた異動して、ふやさずに、もともといる従業員さんがそのまま異動してやる分にはいいですよというような趣旨なんですか、25人を維持しろというのは。
- 商工観光課長　　現実的には、工場が新しくふえるわけですので、恐らく従業員もそこに新たに配置する必要がありますので、何人配置するかというのはちょっと把握はできませんけれども、この制度の要件としては25人以上の維持ということですので、想像ですけれども、恐らく新たな雇用というの生まれてくるんじゃないかなとは思いますが、
- 東委員　　ただ、今はロボット化というのか、機械産業だもんですから、製造産業というか、そういうのが一定どんどんできると、人の配置が少ないじゃないですか、現実にはですよ。一番我々が気になるところは、企業誘致によって地域の経済が活性化と言っていましたから、雇用の拡大につながればいいわねというのがあるんですよ。本当はそういうのもどの程度見込んでありますよということも一応事前には調べておく必要があるんじゃないかという気がしたということと、今後新しい建物をつくる、優遇措置は建物

の建設には優遇するわけですから、当然建物なら固定資産税が発生するわけですから、単純にですよ。一定の期間が軽減するんですけどかね。税収見込みという形ね、税収でどれくらいふえるかどうかという見込みなんていうのはわかるんですか。

○商工観光課長　　今の新あいちの制度でよろしいですか。こちらのほうは取得費用ですので建設費用になります。ですので、いわゆる税金ではございませんので、かかった費用に対しての10%ということになります。

○東委員　　だから、新しくふえれば、資産がふえて固定資産税が少しでも江南市に入るとかいうのもあるじゃないですか。そういう見込みはどの程度かわかりますか。試算していませんか。

○商工観光課長　　それはちょっとうちのほうでは把握できないところです。

○東委員　　ふえるでしょうということでしょうね。

○商工観光課長　　当然ふえると思います。

○委員長　　ほかにありますか。

○福田委員　　わずかな予算ですけど、293ページの一番最下段の大型観光キャンペーン負担金というのが初めて出てきたんですけど、どういった関係でしょう。

○商工観光課長　　こちらの大型観光キャンペーン負担金でございますが、こちらのほう、愛知県が平成29年度から平成31年度までの3カ年におきまして集中的に実施される大型観光キャンペーンに対する負担金でございますが、これまで愛知県のほうは製造出荷額につきましては全国1位ということで、どっちかというともものづくり愛知県というようなことで、観光に関しては、資源はあるんですが、さほど注目されていないというような中、そういった背景がございまして、平成28年を改めて「あいち観光元年」ということで位置づけをいたしました。そんな中、来年になりますが、平成29年にはレゴランドのオープンが4月に控えております。それから、仮称でございますけれども、あいち航空ミュージアムが豊山町のほうでオープンされる予定ということでございます。それから、平成30年になりますと名古屋城の本丸御殿が全面公開になると。それから、平成30年の秋には地域伝統芸能全国大会を実施する予定であるというようなことで、平成30年は愛知県にとりましては観

光振興、それから地域活性化の絶好の機会と捉えております。

そうした中、この大型観光キャンペーンなんですが、JRグループ6社と、協賛会社と、あとは地元のほうがタイアップをして、ディスティネーションキャンペーン（DC）を核に全国に愛知県の魅力を大々的に発信していくと。国内外から多くの観光客の誘致を図っていこうということでございまして、この3年間、それにかかる事業費を各自治体で負担していただきたいということで、江南市に関しましては、293ページの上に観光キャンペーン推進事業特別負担金というのが20万円計上されておりますが、こちらのほうの5割増しでお願いしたいということで、結局30万円なんですが、30万円でキャンペーン負担金として協力をしていただきたいということで、この3年間につきまして江南市はそれぞれ大型観光キャンペーン負担金として10万円ずつを負担していくということになります。

○委員長 質疑の途中ですけれど、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休 憩

午後1時05分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

○牧野委員 271ページ、勤労者住宅資金・くらし資金融資預託金と保証料で、その下に勤労者住宅資金融資預託金が300万円とくらし資金、この預託金と保証料の違いが聞きたいことと、この300万円ずつというのは、ここ数年の中では減ってきているんですか、それともこの需要というのはどういう傾向にあるのか、そこを確認したいんですが。預託金と、まず保証料の違いと、この預託金・預託金の傾向という。

○商工観光課長 まず、預託金の額につきましては、実際減らしております。ある程度自主的に基づいてということで、東海労金のほうとの覚書の中で、下限が今300万円にしておりますので、それいっぱい今の300万円ということになっております。

それから、実績のほうなんですが、実際、くらし資金につきましては直近で平成26年にお1人借りてみえる方がお見えになります。それから、住宅のほうですが、直近ですと平成24年に借りて以来実績がないということになり

ます。

○牧野委員　　そういうことなんだなあと、わかりました。

先ほどの預託金というのは、お金を借りたときに、市がその何か担保、そういうことですか。保証料とは違う、どういうことですか。

○商工観光課長　　この制度を実施するに当たりまして、この300万円を市が金融機関に乗せます。そうすると、その額に応じて融資枠というのを設定していただけるわけですけれども、その基礎となるのが預託金というものになります。

○牧野委員　　預託金の意味はわかりました。この保証料というのは借りたときの保証率、この保証料というのは何ですかね。

○商工観光課長　　こちらのほうにつきましては、くらし資金を借りた方が信用保証料というものをお支払いになるんですけれども、それを市のほうが助成しておるといふ制度であります。

○牧野委員　　保証料が例えば1%だとすると、1%分を市が補填するのかな。パーセントはともかく。

○商工観光課長　　以前は、そういった信用保証料というものを市が助成しておったんですけれども、平成26年、先ほどくらし資金で1件あると言っておりましたが、平成26年度以降は東海労金のほうが信用保証料のほうを負担するという形になっておりますので、実際は助成制度というのは、あるんですけれども、実際に助成する方は今後はいないということになります。

○委員長　　ほかにありますか。

○牧野委員　　ちょっと細かい質問で、271ページの一番上に、就業相談等運営事業の報酬、相談員191万6,000円ですけれども、彼の1週間の勤務状況と、それから時間当たり賃金というのかな、ちょっと知りたいんですが。

○商工観光課長　　まず、勤務時間ですが、9時から5時15分までとなっております。それから報酬のほうですが、これは嘱託員ということですので、月額で15万9,600円となっております。

○牧野委員　　時間給で割り戻せば出るということですよ。これは月曜日から金曜日までということによろしいですか。

○商工観光課長　　月から金までです。毎日ですね。

- 藤岡委員 285ページから幾つか、市民まつりとか、七夕まつりとか、藤まつり、あと市民花火大会とたくさんあるので、特に今年度、計画で大きく変わるといのがもしあったら、特になければいけないですけども、変更点とか何か大きく変わりますよといのがもしあったら。
- 商工観光課長 特に大きく変わるものはございません。
- 委員長 ほかに。
- 東委員 先ほどちょっと聞き漏らしたことがあったんですけど、同じ287ページの下段の先ほどの企業誘致の関係ですけど、その中の工場立地法の関係のところの児童工場見学会場借り上げといのがあるんだけど、工場立地法の関係で児童の工場見学、どういう関係になるんですかね。
- 商工観光課長 事業名は工場立地法事業ということになっておりますけれども、児童工場見学といのはずっと恒例で毎年夏休みにやっておりました。今年度から冬休みも実施するということで、2回にわたってやっております。児童に集まってもらう会場として、市民文化会館の会議室のほうを借り上げて、そちらのほうに集まっていただいて、そこを昼食会場として使用しております。
- 東委員 それは、企業誘致の推進事業の中に入っていますけど、大きくは企業誘致のほうと今の工場立地法ですけど、前からもともとやってみえたとい話で、趣旨からいくと、市内の企業が基本、あるいは例えば外の企業に行くとか、そういうこともあるんですか。
- 商工観光課長 市内の企業でございます。児童、子供なんですけれども、市内にこういったいい企業さんがたくさんあるんだといことを知っていたいて、例えば将来、市内で勤めたいとい子供たちが出てくれば、それはそれですばらしいことですので、この工場見学につきましては恒例で毎年ずっとやっております。
- 東委員 それで、先ほどちょっと新しく今回1社が給付されるといことで対象になったといことで話が出たんで、県と市が半分ずつ負担をして10%の建築費の補助を出すとい話なんですけど、新しく企業誘致の関係で幾つか優遇制度が実際あるわけなんですけど、その中でたまたま今回予算に出てくるのは建物の建設における費用の1割といことなんですけど、今後、こうい



う形で進出される、あるいは増築というのか、20年・10年という中で対象になった企業が、ほかの何か制度が利用できるものがあるのかということと、もう一つは例の緑地の制限が規制は緩和されたわけですが、緑地規制の関係などは、これも商工課のほうでチェックされることになるのかということ、その2点を確認しておきたいんですけど。

○商工観光課長　先ほどの制度につきましては、企業再投資促進補助金ということで、県内に20年、市内に10年という企業がということでつくった制度でありますけれども、投資金額も1億円以上ということで、中小企業といっても、かなりの体力のある企業さんじゃないとなかなかこういった設備投資というのはできないです。そうした中で、もう少し要件を緩和した補助制度もつくろうということで、中小企業再投資促進奨励金というのがございます。こちらのほうは、5年以上市内に立地する中小企業が市内で事業所の新・増設、それから機械関係ですね、償却資産の取得を行った場合に、固定資産税を一度納めていただくんですけども、それをお返しするという奨励制度をつくっております。

○東委員　そうすると、まだここには出てこないんですけど、今後予測されるのは、設備なんかの関係の償却資産と固定資産税がまた優遇制度があるよ。もともと幾つかありましたよね、新規の関係で。その中の一つということですね、そうすると。それはそれで今具体的にそれを示していただきましたけど、それ以外に例えばインフラ整備なんかも幾つかありましたね、制度の中に。例えば新しくもし道路を引こうとか、そういう場合。そういうことは今回進出される企業さんは該当するんですか。必要なければやらないし。

○商工観光課長　今後、新規で進出して、外から進出してくる企業がもしあったとして、その方が水道の整備にかかる費用、それから例えば道路につきましても承認工事で整備するというようなことも予測されますので、そうした場合は、上乘せの制度として今のインフラ整備支援補助金というものが使えるということになります。

○東委員　そうすると、今回該当になる予定の企業は、このインフラ整備は該当するんですか。

○商工観光課長　今予算が上がっているK T Xさんですけども、これは該

当しないですね。

○東委員　今回はインフラはしない。

○商工観光課長　　しなないです。

さっきの緑地の話ですが、これはK T Xさんの話ですか。

○東委員　　今後ですから。だから、基本的にはそうです。企業立地、今回の進出企業との間の緑地の規制はどうなるか。

○商工観光課長　　当然、K T Xさんにつきましては9,000平米を超えておりますので、特定工場ということで緑地面積率は5%の確保ということでございますが、現実的に現在5%の確保はできておりません。その中で今回、同一敷地内に増設するということでございますので、その中で新たに減った分の緑地を敷地内で確保してほしいというようなことで、減った分の緑地は今の同一敷地内で確保していただくような話で整備も進めております。

実はK T Xさんにつきましては、今の昭和用排水路、用水を挟んで西側に拡張の意向があります。今後、そこを拡張していく中で、全体として5%以上の緑地を確保していく計画を立ててほしいということで話はしております。

○東委員　　もう一点、55ページの歳入の関係、いつも出てくるんですけど、ふだん余り聞いたことがないんですけど、55ページの雑入の関係で、上段のほうの商工観光課の件で小規模企業等振興資金融資利子補給の返還金が幾つかありますよね。これは毎年出てくるんですけど、実際にはこれは利子補給を受けて、どういう理由で返還になるのか。立ち行かなくなると返還するかどうか、あるいは何件ぐらいの件数があるかとか、その辺を確認したいんですけど。

○商工観光課長　　こちらのほう、小規模企業等振興資金融資制度に係る信用保証料助成、それから利子補給の補助を受けた方で、融資額を繰り上げ償還された方が、例えば信用保証料については愛知県の信用保証協会へ返戻金が融資を実際に受けられた方に戻されます。その額に対しまして、もともと信用保証料の助成率がありますので、それを乗じた金額を返戻金として市のほうへ戻していただくという形になります。

利子補給補助につきましては、融資期間は3年未満で繰り上げ償還した場合ですね。一応3年ということになっておりますので、3年以上の融資とな

っておりますので、これを3年未満で繰り上げ償還した場合は、補助金額の全額を返還金として納めていただきます。

件数につきましては、予算上は過去の実績に基づいて計上しておるものですから、件数的なものは想定はできませんけれども、内容につきましてはそういう形で返還をしていただいております。

○東委員 たまたま一番上段の部分の話が出ましたが、下段は臨時の場合の返還金もあるわけですが、臨時のほうは利子補給と、それぞれの助成金と両方がね。全て基本的には繰り上げ償還のときに発生するものということではないですか。

○商工観光課長 そうです。

○委員長 ほかに質疑。

○福田委員 285ページの地場産業活力向上事業というのが、平成28年度の予算と比べると288万円ぐらいマイナスしているということで、これは一宮のファッションデザインセンターの運営負担金というのが、そのままを引かれたと思うんですが、これは委員協議会等でも、こういうことで負担金は払わないよということが出てきたと思うんですが、ということは江南市として繊維とかアパレル関係のことは、地場産業としては、これからPRしていかないというふうにとっていいのかなあと。

○商工観光課長 もともとPRということに関しましては、例えば地場産業でありますのでカーテンとかになるとは思います、その辺のいわゆる展示、市役所等で展示したりとか、市民まつりなんかでは絹化織さん、組合さんのほうで出展していただいたりとか、PRの場というのはこれまでどおり変わりはありません。ただ、FDCの負担金に関しましては、これまで御説明しておりますとおり、288万円の負担金に対する費用対効果というものが見込まれないということで廃止したわけでありまして、特にPRをしないということではありませんので、よろしく願いをいたします。

○生活産業部長 今回の件ですけど、今回の一宮ファッションデザインセンターを今回一時離脱ということにしておりますけど、それをするに当たっては、関係団体だとか、それから商工会議所ともいろいろと事前に調整というか検討したんですけど、その結果として、団体も解散をしたりとか、それから会

議所につきましても、シェアの問題もあるんですけど、地場産業として繊維をこれから打ち出していくという新しいものがなかなか見当たらんということもあって、決してやめるわけではないんですけど、今、課長が申し上げたように、これまでやってきたことについては継続していくんですが、特に新しくそういうのを打ち出すとか、そういうのはなかなか難しい状況にあるものですから、ファッションデザインセンターも離脱をしましたし、今後についての取り組みについては、とりあえず現状を維持していくというような形しか難しいだろうと。そんなようなことで、今回離脱というのもさせていただいたということでもありますので、よろしく願いいたします。

○福田委員 視察に行きますと、自分の市をPRするために地場産業としてというようなことを挨拶の中でずうっと言い続けてきたんですけど、今、部長が言われたように、商工会議所とか団体との協議をしてということですので、江南市として地場産業的なことはだんだんPRしなくていいというふうを受け取ってもいいかなあと思っちゃいましたけど。

○委員長 暫時休憩します。

午後 1 時 23 分 休 憩

午後 1 時 25 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福田委員 休憩中を含んで江南市の事情はよくわかりましたけれども、一宮のファッションデザインセンターの運営というのは、まだ今でも他市町の協力を得ながら引き続いて活動しているというか、そういうことですか。

○商工観光課長 ファッションデザインセンターとしては今後も継続していくと聞いております。今回、江南市は一時離脱となりましたが、ほかにも愛西市さんも離脱しました。大口町さんも離脱したということで、もともとの構成市町からいうと、本当に残り少なくなってきておりますので、今後どうなるかというのは、今の残った自治体の方、それからファッションデザインセンターの事務局のほうで考えていくんだらうと思いますけれども、まずはまだ継続していくんだということで聞いておりますので。

○委員長 よろしいですか、この辺で。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 それでは、農政課が所管する予算について説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。26ページ、27ページ下段の12款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料でございます。

次に、40ページ、41ページをお願いします。40ページ、41ページ最下段の14款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いします。44ページ、45ページ中段の14款4項3目農林水産業費交付金、1節農業費交付金でございます。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。50ページ、51ページ下段の19款4項1目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。54ページ、55ページ中段の19款5項2目雑入、11節雑入のうち、説明欄にあります農政課の関係1項目でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いします。58ページ、59ページ最上段の20款1項2目農林水産業債、1節農業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

272ページ、273ページをお願いいたします。272ページ、273ページ中段から284ページ、285ページ上段まで、6款1項1目農業費でございます。

なお、別冊の当初予算説明資料の26ページから29ページにかけまして、宮田導水路上部整備事業など施工箇所的位置図を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。

また、第3条の地方債につきましては、予算書8ページの第3表 地方債に掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。
- 藤岡委員　　281ページの新規就農・経営継承総合支援事業ですね、1人当たり年間150万円、900万円の予算があるので、単純に割ると6という数字なんですけれども、その内訳とといいますか、本当に6人の予定なのかどうか。
- 農政課長　　現在、今年度までは3名ございます。来年度、もう名前が上がっている方は2名ございます。1名は予定ということで、計6名ということで予算のほうを計上させていただきました。
- 藤岡委員　　農業委員会で少し聞いた、プラス団体は関係ない、夫婦の方がいたと思うんですけど、ちょうど農業委員会で、夫婦は150万円じゃなくて225万円、夫婦も一人一人150万円でしたか。
- 農政課長　　夫婦の方もそれぞれもらえるんですけど、今回の方はお一人が45歳以上ということで、対象外ということで、1人の方の給付になります。
- 福田委員　　同じところですけど、この制度というのは100%県予算で出ているんですけど、今後ともずっとそれは引き続きという予定があるかということと、もう一つ、本年度2人の方が就農ということですけど、その資格はどのようなか、その人を認定するときの認定の仕方ですね、条件があると思うんですけど、そのお二人の方に、それはどのようなになっているのかお聞きしたい。

誰でも応募してなれるかということ、なれんでしょう。

- 農政課長　　まず、今後の給付金の予定ですが、今のところずっと続くという話を聞いております。
- もう一つ、農業資格ということで、2反以上の営農面積が一つの基準になっていますので、2反以上耕作をしていただくということになります。あとプラス人・農地プランのほうにも掲載されることによりまして、この新規就農の給付金がもらえるということになりますので、人・農地プランに掲載しないとイケないというのが一つ条件、うちのほうの条件になります。
- 福田委員　　ことは2名でしたけど、県のほうの予算が江南市で就農される方がもっとふえてくると、それに1人当たり150万円ということを要求すれば、県のほうは助成してくれるということが決まっているんですか。
- 農政課長　　これは基本的に国の予算、国から県に流れて市のほうに回って

くるという形なんですけど、今のところその上限、切られるという話は聞いておりません。

○牧野委員 関連で、私よく知らないのですが、これって市民でもいいし、県内でもいいし、他県からでもいいのかということと、今、3人いますよね。2人来る人の出身地というのはどうなっていますか。

○農政課長 実際には市内に住んでいる方は、来年度、一応5人になるんですが、市内に在住という方は2人ですね。あとは県内です。

○牧野委員 これはすごくいいことだと思うんですけど、PRの方法というのはどういうふうにしてうまいことまた2人決めたか、パンフレットか何か、どうなっているんですか。

○農政課長 この方たち今のところ全部、有機農法という形の営農をされている方ばかりです。江南市内に有機農業の研修所がありまして、大体その出身の方が多いです。うちのほうとしましては、江南市、地盤が、土壌がいいよとか、あと畑地かんがい設備が整っておるよということで、新規就農の方がおられたら江南市をPRしてくれということで、県とかそちらのほうにお願いはしております。

○牧野委員 それで、県内の方が4人で、今市内に住んでいる人たちは、アパートに住んでいるのか、空き家をうまく利用して住んでいるのか、ちょっと聞きたいんですが。

○農政課長 基本的には江南市出身の方はいないです。営農するんで、こちらに通われるのが遠いということで、御自分でアパートなり空き家を探してみるのが現状でございます。

○福田委員 関連ですけど、この営農されるためには条件があって、一定の面積が必要だということで、その土地の提供というか、あっせんというのは、農業委員会などでやっているんですか。

○農政課長 実際は農業委員会の事務局が、土地の所有者の意向を聞きながら、営農したい方の、どこら辺で営農したいかというのとマッチングを一応はやっております。

○東委員 同じことなんですけど、表題は新規就農、それから経営継承とあるでしょう。今、農業新規就農は話題になるんですけど、新しく来てもらえ

るとありかだいねというんで。この経営継承、だから目的の中にも次世代の就農者の確保という感じで、本来なら親が農業をやってみえて、子供さんが例えば引き継ぎますよという場合でも、年齢が45歳以下とかいうことだとか、他のいろいろ耕作面積がありますよということなら対象になるということですよというんですか。

○農政課長 単純に、親が農業をやっている、子供がそのまま素直に農業をやるとなると、経営継承の対象には基本的にはなりません。そのまま親がやっておるのを全部自分が引き継ぐ、土地も自分の名義にするとかそういう条件で、世代が変わるといのが条件になります。

○東委員 経営継承の場合。単に親がやっておるから、まずは労力だけでも自分を出してでもやりましようかというのはだめなんだ。相続せないかんということかね、基本的には。その場合は何、農地だけじゃなくて、住まいも全部相続せないかん。そういうことなの。

○農政課長 基本的にはそういうことです。

○東委員 それをやらないと対象にならないんかね。

○委員長 ほかに。

○福田委員 関連ですけど、今の例とはちょっと違うんですけど、親が農業をやっている、息子さんなりは勤めていたと、サラリーマンで。サラリーマンをやめて農業に戻るといのは、この対象になるんですか。

○農政課長 先ほどと同じように、土地を5年間かけて自分の名義にするという行為でやらないと対象にはならない。そのまま親がやっていて自分もそこで手伝うわ、手伝ってそれが対象になるかといのは、それはなりません。完全に基本的に親と離れて自分で営農せないかんといのが。

○東委員 今、5年間とおっしゃられた。

○農政課長 5年間かけて土地の名義を順番に移していく。自分の代にしていくという。

○東委員 そうだね、生前贈与だでな。一遍に受けると、どっと税金を取られるで。だから、5年間猶予は見ましよう。そうすると5年間は、だからそれは農業をやってみえてもいいわけだけど、この資格の要件の150万円の資金を受けようと思うと、それをやらないと受けられない。



- 委員長　ほかに。
- 牧野委員　違う質問、281ページの下のほうの大江排水機場施設維持管理負担事業1,733万円ですけど、これは何年使って、全額市の持ち出しなのか、県の補助があるのか、定期検査というのはずっとやっているのか、その3点ですが。何年使っていて、補助があるのか、定期検査はどうなっているか。
- 農政課長　この大江排水機場負担金事業の内訳ですけれど、まず土地改良事業適正化事業というのがありまして、それで平成23年から平成29年までありまして、それはポンプのオーバーホールをやっております。あと、そこ以外には、今年度から平成32年までかけまして、エンジンのオーバーホールが、急遽エンジンが悪くなったということで、それも適正化事業で新たにふえました。金額の内訳でいいますと、先ほど言った前からやっている適正化事業が約43万円ぐらい、もう一つの新たにふえた適正化事業というのが1,689万円ほどですね、足して1,733万円。

これは、施設は一宮市、県がつくって一宮市が維持管理をしていると。ですので、江南市と……。ごめんなさい、適正化だから、国・県からも補助金が出ますけど、地元負担は江南市と一宮市で割っております。

- 牧野委員　負担比率は半々ぐらいというきことですか。7・3とか。
- 農政課長　負担比率は、まず江南市と一宮市の負担比率は、一宮市が51.56、江南市が48.44%、これは流域割りになっています。
- 牧野委員　このポンプというのは、できて何年ぐらい使っているものですかね。
- 農政課長　この工事の完了が平成3年度に完了しています。ですので、約25年ぐらい。
- 委員長　ほかにありますか。
- 東委員　今のちょうどその下の、今、オーバーホールの話が出ましたけど、その下の昭和用水地区の負担金というのがあるね。図面があるじゃないですか、説明資料の27ページがこの図面ですよ。この負担割合ね、10%、81.84%の考え方と、実施設計で約7,000万円の工事だから、工事費としてどのぐらいの規模になるのかということと、工事の場合も同じ負担なのかということと、3点ほどあわせて聞きたいんです。

○農政課長　　まず負担割合ですが、国が50%、県が40%、地元負担が10%ですが、その地元は、江南市、大口町、扶桑町とありまして、江南市がその10%のうちの81.84%の負担率になっております。

平成29年度は実施設計を実施し、平成30年から工事に入ります。工事も同じような負担割合でいきます。今のところ全体事業費としましては、15億円ほど予定しております。

○東委員　　大口町と扶桑町と江南市でという、この場合の考え方、流域ということかな、流域面積ということになるんですかね。

○農政課長　　排水流域じゃなくて、用水、これ水質障害推奨管と言えればいいですか、推奨管ですので、用水割りのほう、用水の受益者の割合でいっています。ですので、田んぼが多いほど負担も多くなると。

○東委員　　もう一点ですけど、ページが変わりますが、285ページの一番上段ですけど、たしかこれは畑かんのポンプ場の老朽化に対する対応だということの今回実施設計ということでしたね、この工事内容は。ちょっとお聞きしたいのは、こういう場合、工事内容は現状のままのポンプ場そのものが同じように能力のままで直されるということになるんですかね。

○農政課長　　実施設計を実際、来年度にやりますけれど、その設計の中でポンプの大きさも同時に検討して、今より同等か、大きくなることはまずないですので、小さくなるかは、その段階で検討します。

○東委員　　というのは、どうしても耕作放棄地がだんだんふえてくるじゃないですかね。でも途中もあるもんで、なかなか簡単ではないと思うんだけど、基本的には江南市はすぐれた形の畑かんがあって助かるわけですけどね、畑をやる場合は。ただ、どんどん耕作放棄地がふえてくる中で、送る大もとだもんでね、ここが。そういう場合に現状、実情などを把握して、いわゆるポンプの能力を考えるとか、そういうことがあるのかどうかということをお聞きしたかったんです。

○農政課長　　耕作放棄地になっていまして、実際は地目もそのまま農地ですので、それさえ解消すれば農地になります。ただ、減少するというのは、農転で農地から宅地化された面積が当然ありますので、その分は減少の対象になると思います。

- 東委員 ポンプの設計、先ほどたまたま課長さんは大きくなることはまずないでしょうという言い方をされたけど、その辺は実情の運営を反映したポンプ能力ということになるのかな。
- 農政課長 そのとおりでございます。
- 牧野委員 今の同じ関連で、設計費の18%を江南市が持っているんですが、設計をして例えばポンプを更新するのか直すのか、お金が決まったら、その費用負担率も18%というふう考えればいいということなんですか。
- 農政課長 今のところ、事業に対して国が50%、県が32%、地元が18%、江南市の畑地かんがいですので江南市の負担になりますけど、今のところ、その事業で全て工事まで負担でいくという予定でおります。
- 委員長 ほかに。
- 福田委員 283ページのかんがい排水事業補助事業というのがあるんですけど、実際、別冊の28ページ、予算説明書に工事場所があるんですが、現場を見てきて思うんですけど、実際に工事内容としては、外壁というか崩れたところを直すというように聞いていますけど、農道が通っておりまして、外壁との間が、今、雑草がばあっとなっているんですけど、あそこはどうなるんですか。
- 農政課長 一応工事の予定ですけど、今の言うU字溝を入れかえ、それはサイズとして600・600のU字溝に入れかえて、こちらのほうに舗装があると思う、そのすき間のことを言っておると思うんですが、そこは一応コンクリートで張ります。
- 藤岡委員 275ページの市民農産物秋の収穫祭、農業まつりのほうですけど、事業レビューで取り扱われたと思うんですけど、それを受けての何か変更点とかがあったら。
- 農政課長 今の話、事業レビューを受けまして、今年度の農業まつりの中で来場者の方にアンケート調査をさせていただきました。その中で、直売所をふやしてほしいという意見が結構ありまして、来年度の農業まつりで直売所がたくさんできればいいなあということで今のところ考えております。
- あと、いろいろその中で他のイベントの同時開催とか、そういう意見もありましたが、アンケートの結果、単独のほうが望ましいという意見が結構、

そちらのほうが多かったものですから、今後は当然、他事業とかイベントと合同開催という方面も視野に入れながら検討していきたいと思います。

- 福田委員 一番最初に聞かなければいけなかったんですが、272ページの農業費というのは、昨年度に比べて予算的に2,000万円減額しているんですけど、主な要因というのは何でしょうか。

〔「ふえている」と呼ぶ者あり〕

- 福田委員 増額している、ごめんなさい。
- 農政課長 増額の主な理由ですが、先ほど言った新規就農でふえているというのと、また先ほど話したように大江排水機場の維持管理の新しい事業がふえた、あと県営水質保全対策事業（昭和用水地区）の先ほどの長い、あれの改修事業がふえたというのが大きい原因でございます。
- 委員長 ほかよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 環境課長 それでは、環境課所管の予算について御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

20ページ、21ページ中段、12款1項3目1節清掃使用料でございます。

はねていただきまして、26ページ、27ページ下段になります。12款2項3目2節清掃手数料でございます。

またはねていただきまして、34ページ、35ページ下段になります。13款4項3目2節清掃費交付金でございます。

はねていただきまして、40ページ、41ページの中段、14款2項3目1節保健衛生費補助金の環境課分でございます。

そのすぐ下、14款2項3目2節清掃費補助金でございます。

次のページになります。42ページ、43ページの下段になります。14款3項3目1節保健衛生費委託金でございます。

次のページ、44ページ、45ページをお願いします。14款4項2目1節保健

衛生費交付金でございます。

はねていただきまして、48ページ、49ページの下段、17款2項1目1節基金繰入金の環境分でございます。

はねていただきまして、52ページ、53ページの中段、19款5項2目7節可燃ごみ指定袋売捌代金でございます。

次のページになります。54ページ、55ページをお願いします。19款5項2目11節雑入のうち、中段にあります環境課分でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

248ページ、249ページをお願いいたします。248ページ、249ページの上段、4款1項2目環境保全費で、252ページ、253ページの上段まででございます。

その下、4款2項1目清掃費で、268ページ、269ページの上段まででございます。

なお、別冊の当初予算説明資料の25ページにリサイクルステーション運営事業の概要を掲げてございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○牧野委員　249ページの中段の温暖化防止事業の予算があるんですけど、平成28年度の、3月は終わっていませんけど、消化率といいたいでしょうか、予算の消化率と今年度の予算との比較でどうなっているんですかね。

○環境課長　温暖化防止事業、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の内容で申し上げさせていただきます。

本年度、平成28年度でいきますと、当初予算1,299万円を計上させていただきました。平成28年2月末の状況でございます。太陽光パネルのお申し込みが162件、HEMSが34件、蓄電池が28件のお申し込みをいただいております。予算の執行見込みでいきますと、1,116万4,000円の執行を、現在の申し込みからいきますと、その予定をしておりますして、残りが約180万円ほど、まだ残がある状況でございます。

○牧野委員　そうすると、ちょっとふえるだろうということで、基数がそれぞれふやしてあるんですけど、今聞いて驚いた……。リチウムイオン蓄電システムというのを聞き漏らした。28……。

- 環境課長 28件のお申し込みをいただいております。
- 牧野委員 予算では20基で立てているんだけど、そこら辺は、これぐらいの需要ということなんですかね。
- 環境課長 当初では約20件ほど見込ませていただきましたが、予想以上に御要望が多いということで、現在28件のお申し込みをいただいております。
- 尾関（昭）委員 牧野委員の続きになりますけど、太陽光の補助金の限度額は5万2,800円ということで、4キロまでだと思っんです。他市町だと5キロのところがあったりとか、多分4という数字は県の基準が4という数字があったんで、それを倣ってかなあという気はするんですけど、今、環境課の話ですけど、補正のほうで建築で低炭素建築物というのがあったじゃないですか。あれの一次消費エネルギーの計算をするときで、大体太陽光を載せる人というのは5キロを超えていますよね。その辺で不整合があるんで、もうちょっと太陽光の、今回、162件で175台とか、若干もうちょっと大き目の補助金を出してあげたほうがいいんじゃないかなあという気がするんですけど。何か4キロにこだわってらっしゃるのは。
- 環境課長 今おっしゃっていただいておりますように、県の補助金に合わせたところもございしますが、これは大体設置していただいた方の平均の設置の容量がおおよそ4キロほどということもございしますので、4キロのままで現在推移しております。
- 委員長 ほかに。
- 東委員 ちょっと清掃のほうへ行きますけど、どこで見ればよく、余りよくわからないんですけど、257ページで中段に可燃ごみの収集委託事業があるわけでありまして、それで今年度からですよ、リサイクルセンターの関係もあって直営がなくなるわけですよ、この収集業務が。そうすると全体で、どこで見るとそれがあらわれてくるかよくわからないんですけど、例えば可燃ごみ収集業務の直営をなくすという形で、委託料はふえるわけですけどね、逆に言えば。でも逆に、行政側のほうとしては、この分が減るんですよという何か試算があったような感じもしたんですけど。予算上で見ると、どこの部分でそういうふうにあらわれますよとって見えるものですか。

○環境課長　　まず、平成28年度末をもちまして直営コースを廃止させていただくということから、平成29年度の予算でいきますと、さっきの257ページの可燃ごみ収集運搬事業の13節委託料、こちらのほうは直営を委託に変える分を増額させていただいております。

あと、車両が1台不要となることから、その車両の維持費がここからは削除させていただいております。ただ、2台のうち1台は剪定枝の収集に残すということから、その1台分は分別ごみ収集運搬事業のほうに項目を変えさせていただいております。あとは職員の関係で人件費が変更になるものでございます。

○東委員　　単純に、13節の委託料は予算で比較すると、これは1台ふえるので、約1,500万円ぐらいふえますよと、予算ベースですよ、決算じゃないけど、予算でそのぐらいだという数字になったんですけど。今のただ車1台が減る分で減るといのは概算幾らで、人件費というの、トータルでいくと253ページに清掃費の全体人件費が出てくるわけですけど。なかなか単純ではないと思うんですね。人の場合はいろいろ役職があつたりするもので、一律にどうのこうのと言いつらいところがあるわけですけど、ここだと人件費の分では、予算ベースでいくと、前年度と予算だけ比較したところだと800万円ぐらい減ることになるわけですけど、委託料では1,500万円ぐらいはふえるわけですけど、単純に比較できない部分があるんだろうなあという気がするんですが。先ほど車1台減る分というの、一体じゃあどれぐらい見ておるかというの、よくわからんだけれども。

○生活産業部長　　まず、予算上で確認することは難しいんですが、今言った委託料がふえるというのは、今、委員がおっしゃったとおりです。当時、経費節減になるという考え方は、1台じんかい収集車を今回更新する予定があったんです。維持費がさっき下がると言いましたけど、車両の購入費、これも買わないことによって経費が落ちるというのがありました。

それからもう一つ、人件費の話は、当時、事業センターで考えると、要するに全部委託をすることによって事業センターの人員が減らせるということで、その分の人件費も一応削減というカウントで、実際に職員がやめるわけじゃないんですけど、配置がえとかもあるんでしょうけれども、事業センタ

一として職員が減るというものも、たしか2名分だったと思いますけど、その分の経費。それが削減できるということで、トータルで経費削減になるということでお話しさせていただいたので、それが予算上、今どこにあらわれているかという、それはちょっと具体的に出てないもんですからわかりませんが。

あと、車両は当時の概算ですけど、1台当たり1,300万円ということで考えておりましたので、それは買わないということで削減されると。あと、先ほどの人件費だとか、維持費だとか、そういうものを含めると、今回上がった委託料よりもそちらのほうが削減額が多いということで、経費削減につながるということでお話をさせていただいております。

○東委員　　ちょっとここではあらわれてこないけど、当初はそういうことでしたね。その反映は、人件費は単純じゃないだろうなあという気がしたので。

それじゃあもう一点ですけど、その下のごみ袋の管理事業というのがあって、これは歳入が53ページの7節の可燃ごみ売払収入4,600万円の関係で、ここは指定ごみ袋で約3,500万円と、上のほうでその他財源で1,000万円ほど見てあって、この分が宛がいますよとなっておるんですけど、数字的には。私は正確に覚えてないんだけど、店の小売価格ね、小売価格というのはちなみに今は幾らでしたっけ。

○環境課長　　大袋、大ですけれど、こちらは20枚入りで小売価格280円、中袋20枚入り200円、小袋20枚入り100円でございます。

○東委員　　そうすると、例えば小でいくと、要は入ってくるのは4円分が入ってくるよと。売るのは5円だよとって売るわけですよ。20枚でいけば、100円だから。それで、もともとその差額の部分というのは、実際に売り払っている部分の、その分というのは小売店の収入ということでしたっけ。

○環境課長　　市のほうから小売店のほうには、1枚当たりで申し上げますけど、大の袋が11円で卸しておりまして、小売店はそれを1枚当たり14円で販売しておるとい形になりまして、その差額の3円。中袋でいけば、卸値が8円、販売が10円で差額が2円。小袋が4円で販売5円ということで1枚当たり1円という形になります。



- 東委員　　実際にはそうすると、予算上でいくしかないんだけど、予算上で枚数を掛けた部分のそれぞれ小袋なら1円分、中なら2円分というのが小売店の入金になるというか、分配されるということですね。総額はざっと幾らになるんですか。
- 環境課長　　後ほど答えさせていただきます。
- 委員長　　じゃあ、その質問以外。
- 牧野委員　　265ページで、一番上の浄化槽設置整備事業1,421万6,000円ですけれども、この予算をとる基準が国と県の補助金で、5人槽から10人槽と、その撤去費用分ということで、この台数分を予定しているんだけど、平成28年度の大体何基整備されて補助を出したかというのはわかりますか。
- 環境課長　　平成28年度の2月末で申し上げますと、5人槽が9基、6人から7人槽で8基、8人槽から10人槽まではお申し込みはゼロ基ということでして、現在のところ17基、17件のお申し込みをいただいております。
- 牧野委員　　撤去分はなかったですか。
- 環境課長　　撤去といたしましては、単独浄化槽からの転換が6件、くみ取り便槽からの転換が11件でございます。
- 牧野委員　　基本的なことなんですけど、くみ取り便槽は例えば下水が来たから要らなくなったというのか、非常にいいんだけど、合併浄化槽を設置するのは、今の平成28年度で9件、8件というのは、市街化調整区域ばかりなんですか。それか市街化区域もあったんですかね。
- 環境課長　　こちらのほうは下水のエリア外のところを対象とさせていただいておりますので、調整区域と。
- 牧野委員　　全て調整区域だ。
- 環境課長　　失礼いたしました。対象エリアとしては、浄化槽エリアで若干市街化区域も残っておりますが、平成28年度の申し込みは全て調整区域からのお申し込みでした。
- 東委員　　今のところを一緒にお聞きしたいんですけど。今回、これはあくまでも補助をする対象の基数でしかあわせないわけだけど、市の場合は。前に実はいろいろ議論したことのある生活排水処理計画の関係で、浄化槽を一定ふやしていくという、合併浄化槽をふやしていくという計画を持ってや

る計画をつくられましたよね。つくったことがあるわね。その辺の関係で、こういう形で予算立てをする場合の基数ですけど、これは一応25基と聞いていますけど、その場合、そういう計画に例えばどのように反映させて、この基数を設定しておくかということがあるんですけど、助成対象でない部分もあったりするからよくわかりませんが、現状は。その辺のところは、この基数の見方というのは、市が補助対象にする基数の設定の仕方というのは、排水計画の関係からいけばどういうふうに見ておくかというのは、何か一定、将来を見通して、このぐらいずつやっていきましようということにしてみえるんですか。

○環境課長 この汚水処理の関係ですけれども、合併処理浄化槽の設置に関しましては、当然転換と、あと新築で設置される方もお見えになりますので、全体での伸び率から見込ませていただいております。

浄化槽転換の25基に関しましては、過年度からの実績等を見込んで、できるだけ進捗を図ることを目指しておりますが、25基見当で予算立てをさせていただいております。

○委員長 ほかにありますか。

○東委員 次のページの……。

○古田委員 ちょっと関連で。現在、単独浄化槽、台帳をつくられたから、市全体で単独浄化槽がどのくらい残っているかというのと、平成32年に市街化の下水が整備されたころの予測、単独浄化槽がどのくらい残るかというのはわかりますか。

○環境課長 平成27年度末の状態ですべて単独浄化槽のほうで8,921基、現在残っているというふうに把握しております。

平成32年度の段階で、基数という形では少し整理はさせていただいておりませんが、生活排水処理の計画を策定させていただいた段階では……。

失礼しました。策定させていただいたときの計画、こちらは単独処理浄化槽の人口のほうで見込んでおりまして、このときは平成26年度で2万8,359人、こちらが平成32年度の目標で1万6,740人を予定させていただいておったものでございます。

○牧野委員 わかりにくいんですけど、ごめんなさい。平成28年度末は終わ

ってないんだけど、平成28年度末の合併浄化槽の予想数と、単独浄化槽の予想数と、くみ取り便槽の予想数は出ますか。今年度末で大体出ていますかね。

○環境課長 済みません、平成28年については、数字としては持ち合わせておりません。

先ほど御質問がありましたごみ袋の小売店の利益分について数字が出ましたので、御報告させていただきます。

平成29年度の予算ベースでお答えさせていただきます。大袋、大のほうで480万6,000円、中袋で373万8,400円、小袋で125万5,100円、全体で979万9,500円となるものでございます。

○東委員 それは、あれですよ、市のほうには小は4円分で入れてください、売った枚数の、お客さんに売るのは5円で売るから1円分はその差額、これはその差額の分なんですけど、この支出のところの257ページで、ごみ袋管理事業で消耗品で3,300万円を見てあるじゃないですかね、実際のところ。実際には製造してもらう、つくってもらう、ごみ袋を。ごみ袋をつくってもらう費用がこれだけで、3,300万円ということではよろしいですか。

○環境課長 そのとおりでございます。

○東委員 そうしますと、実際には4,600万円ぐらい入ってくるじゃないですか。3,300万円ぐらいでつくってもらいますよとやってやるじゃないですかね。ここで既に1,300万円ぐらい差があるじゃないですかね。さらに売り上げ分との差で979万円あるというふうに読み取れるんですけど、そういう見方でよろしい。

○環境課長 こちら支出のほうですけれども、製造は5月から翌年4月分までという形での製造費を見込ませていただいております。そして、こちらの売りさばき代金のほうですけれども、こちらは4月から3月までということで、若干ずれがございまして、その差額が生じておるといふ形になります。

○牧野委員 1カ月ずれているんだわ、期間が。それはいいわ。だからといって、その金額的に。

○東委員 でも、12カ月は一緒じゃない。

○環境課長 12カ月は一緒ですけれども、ずらしてそれぞれの販売見込み…  
…。

○古田委員　でも12カ月は一緒だよな。

○委員長　暫時休憩します。

午後2時23分　　休　憩

午後2時38分　　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長　先ほど東委員からの御質問をいただきました可燃ごみ袋の製造費と売りさばきの代金でございますけれども、まず売りさばきのほうでございますが、卸価格、そして販売価格は平成2年よりずっと固定をさせていただいております。そうした中で、ごみ袋の製造のほうですけど、こちらは海外で生産しておるといこともございまして、その都度価格等が大きく変動するものでございます。平成29年度におきましては、現在、見積もりをとらせていただいた価格で、こちらの金額を計上させていただいておりますので、製造分と卸値との差が今回は発生したものでございますので、よろしく願いいたします。

○東委員　たまたま平成29年度の場合、各店舗から市のほうに上げてもらうのはずっと4円、8円、11円と、それは決まっておるものですから、それで今の支出のほうでいけば、今のように事業費としては3,300万円ぐらい見てあるということで、ただ、今の海外生産だもんだから、場合によってはちょっと変動があり得るかわかりません。平成29年度はそれぐらいの見込みがあるよということで、それは確認しました。

それで、あともう一点、同じところの委託料の指定袋販売委託料が163万6,000円見てあるんですけど、先ほど店舗の売り上げからいけば、納入するときには約970万円ぐらいあるよという話でしたけど、この販売委託料は、店舗に分配される分なのかどうかというのを確認したいんですけど。

○環境課長　こちらの可燃ごみ指定袋販売委託料のほうでございますが、こちらは市から商工会議所へごみ袋の販売、売りさばき、各店舗への問屋としての機能を委託しているものでございます。こちらは商工会議所に一括で委託をさせていただいておる費用になるものでございます。

○東委員　そういう流れであるよということで。あとちょっと違うやつで…  
…。

- 委員長　　ちょっと待ってくださいね。先ほど途中まで浄化槽の設置の関連で質問が途中で終わっておったと思うんですけど、もし関連でまだありましたら、この質問を先にやっていただきたいんですけど。なければ次の東さんの質問に移ります。
- 古田委員　　多分、平成28年度も予算は25基立てられて17基だったと思うんですけども、去年も随分PRをされて、農協の方と、平成28年度もね、平成29年度は平成28年度以上にどういうところをPRに努めていこうと思ってみえるのか、お尋ねします。
- 環境課長　　平成27年度までは広報ですとかいろいろな店舗でのチラシ配布等させていただいておりましたが、平成29年度におきましては新たに市内の水道業者、水道工事店組合を通じたPRチラシの配布ですとか、浄化槽の清掃業者、設置工事店等を通じて浄化槽転換への周知のほうをさせていただいております。平成29年度におきましても、こういった啓発活動をさらに強化していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 東委員　　267ページの、ここに上段のほうに愛北と江南丹羽との負担金があるわけでありまして、愛北のほうなんですけど、右側の備考欄に、し尿処理場の運営費負担金が2億7,900万円何がして、予算ベースでいくと大分昨年よりも減るわけでありまして、その辺の減額が事情が説明ができればお願いしたい。
- 環境課長　　愛北広域事務組合関係事業費で、こちらのほう減額させていただいておりますが、こちらは平成28年度に設備工事、更新工事等ですけども、こちらの大きいものが平成29年度はなくなるということで、その分が減額となるものでございます。
- 東委員　　それで、これは前もいつも出る話ですけど、五条川の終末処理場、下水のですね、そこへつないでいくということが前々から出ておって、現状、現時点では実際にはそこへの投入の状況とか、その辺の見込みなんかはわかりますか。
- 環境課長　　現在のところ直接投入に関しましては、平成40年度以降になるだろうということで聞いております。
- 東委員　　それは、直接というのは丸々という意味ね。現状は部分的に、た

しか工事をやってつないで、一次処理の後でしたっけね、排水をするというかやっていますけど、その辺の量的な受け入れの量というのはわかるんですか。全体の何割ぐらいがそうなっていますかとか、そういうことはわかるんですか。そうじゃなくて、本来なら愛北で処理をする部分のうちのどの部分が、一次処理の部分から流れていくということでもいいんですか。

○環境課長　　まず、五条川右岸浄化センターへの投入量でございますけれども、平成27年度の段階で約7万9,200立方メートルだというふうに聞いております。こちらの実績平成27年度の、今度、市による浄化槽汚泥の搬入量もほぼ同じ7万9,200立方メートルだというふうになっております。

○牧野委員　　それは一次処理しているのかな。

○環境課長　　一次処理した後で脱水汚泥等除去した後でございますけれども、量的にはほぼ同量を見込んでいうふうでございます。

○東委員　　同量という言い方は、平成27年度の実績とという意味ですか。入った分がそのまま出ていくよという意味なの。そういう意味ですか、同量というのは。入れた分が、そのままみんな向こうへ送りますよということかな。

○環境課長　　予算計上上は、ほぼ同量を見込んでおるということになっております。

○生活産業部長　　平成27年と平成28年の比較というのは、今おっしゃられたように、一次処理して下水道処理場のほうへ送っていますけど、状況は変わっていないので、量的にはそんなに変わらないと思うんですが、直投ができると何が変わってくるかという、要は脱水汚泥というのが今あるわけですけど、それを脱水せずに直投できますから、愛北のほうに残らんということですかね。それが今は脱水をしていますので、その分の処理は愛北でやっていますけれども、直投になると、その処理をせずに直接下水の処理場へ流して、下水処理場のほうでそういう処理をするようになりますから、愛北側とするとその分が減るということになりますけれども、それが今の向こうの計画では、どうも平成40年度以降と、はっきりした時期が決まっていないので、当面はそういう状況が続くということでもあります。

○東委員　　そうすると、基本的には運営費負担金というのは、先ほどのような大きな工事とは別に、経常的に今のような処理をしていく部分については、

そんなに減っていくわけではないということですかね、今のところは。

○環境課長 処理費等に関しましては大きな変化はないというふうに考えております。

○東委員 大きく変わるのには平成40年以降でないと、そういうふうにならないということ。今はまだまだ。ただ、あとは問題は、投入される量がもちろん減ってくれば、それは減るという、そういうことですね。だから、浄化槽が減ってくればということだね。

あともう一点だけ、次のページの最後ですけど、2市2町の尾張北部環境組合の関連で、これはいよいよブロック会議のほうに変わって、新年度に変わるわけでありまして、それでこの負担金はブロック会議で示された、とりあえず当面の正式に組合になるまでの仮予算という形で伺いましたですね、この数字は。今回の350万円。

あと、ちょっとお聞きしたいのは、2段目の県の職員さんに来ていただいていますよね、準備室の段階で。いろいろ支援を受けるという趣旨でね。2市2町に移行していくことが想定されるわけですけど、7月から、その場合でも県の職員の方の支援を受けていくという、そういう位置づけになるんですか。

○環境課長 平成28年、平成29年の2カ年、県の方の支援をいただいて運営がなされていくというものでございます。

○東委員 そうすると、2市2町で発足しますよね、組合として。そういう場合でも引き続き支援していただくことになるという、そういう予算立てということですね、平成28年、平成29年を想定したということは。でも本来、どうなんですかね、具体的に正式な組合を発足していくわけだとすると、その場合の位置づけが変わるような気もしてしようがないんだけど、その辺の県の方の役割というのは。その辺はどうなんですかね。本来必要、その辺のところはどういう扱いになるんですか。ようわからんですけど。引き続き同じようなことになるんですか。まだ準備期間ということか。

○生活産業部長 県の職員の方は、今年度から一応、江南市のほうに派遣していただいていますけど、基本的には江南市が県から、協定に基づく2年間の派遣ということでいただいております。今回、平成29年から組合が発足し

ますが、当然その際に各市町から職員をまた協定に基づいて派遣しますけれど、今回、県の方は、江南市に派遣されている方をまた組合へ送るという形をとりますので、基本的には江南市から送る形で組合のほうに送るものですから、この負担金というのは、ことし交わした愛知県と江南市の協定に基づいて2年目の負担金を江南市から払うと。実際に人件費というのは、これは愛知県に払う負担金なんですけど、組合のほうは各市町から今度は人が来ますけれど、それは組合のほうは、また負担割合、2市2町からお金をもらって各市町へ返しますので、それはうちではなくて秘書政策のほうで入でお金を受けるんですけれど、それでまた戻ってくる形にはなりませんので、とりあえずこれは、ことし交わした愛知県と江南市の協定に基づく江南市の負担分を愛知県に払うお金として払っていくという形で、平成28年度に続いて計上させていただいたというものです。

○東委員　　そうすると、江南市の職員の方という、位置づけという言い方は変ですけど、そういう役割を担っていただくということになる。そうすると、組合運営費などには、全体の2市2町の正式な職員さんが派遣されるような体制になると聞いていますよね。議員もそうですけどね。その中のさらにまたそれにプラスとして、本来なら正式に江南市から職員の方が派遣されるわけですけど、この運営上には、その方とはまた別に、さらに県の方にももう一回行っていただくという。そうすると、その分の運営費というのは、また別扱いということですね。

○生活産業部長　　そうです。ですので、新しい組合は、今のところ事務局長は江南市から派遣しましょうということになっています。今現在、もう一人、江南市から派遣する形になるんですけど、そのうちの1人がこの県の職員の方ということになりまして、これは大分実は、いろいろとどういう形をとったほうがいいのかというのを議論したんですけど、一つは今、委員がおっしゃられるように、江南市に派遣している協定を今回そこでやめて、新しく組合に派遣するという方法もとれたんですけど、2年の協定を今結んでいるので、江南市にとりあえず2年間来ていただくことになっていますので、その段階では江南市の職員という今位置づけになっています。ですから、実は同じ方ですけど、その人を今度組合のほうへ、江南市から2名派遣することに



なりますけど、その1人として派遣をすると。その経費については、当然、さっきもお話ししたように、各市町から職員を出していただきますが、必要な人件費というのは、前に決めました15%、85%の負担割合がありますけど、それに基づいて各市町からいただきますので、そのいただいたものを各市町の人件費分を各市町のほうへ今度は組合から払いますので、そのときにこのお金はこちらに戻ってくるということになります。ただ、これは、ここにあるのは、江南市と県と今年度結んだ協定に基づいて、愛知県のほうへ、たしか3分の2だったと思いますけど、そのお金を払わないかんもんですから、その経費は江南市の職員という身分で組合に送りますので、江南市から県に払うという形が、協定が2年間ありますので、平成28年度と同様にここに組みわせていただいているということです。

○東委員 前提に協定があるという話ですけど、もともとは準備室のときに来ていただくことになったというのは、多分いよいよ広域化の施設へ進む動きが出てきて、当然、県のいろいろ指導を受けるような趣旨も含めて、県の方に来ていただくというような意味合いだったという思いがあったんですけどね。その辺で、これで正式に2市2町が発足すれば、形としては正常な形になるもんですから、準備室じゃなくて、そういう点でいくと、役割は十分果たしていただいたのかなという思いがあったもんですからね。わかりました。いいです。

○委員長 ほかよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部まちづくり課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○まちづくり課長 まちづくり課所管の平成29年度江南市一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。第2表 継続費といたしまして、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定事業を掲げております。平成29年度から平成31年度の3年間の継続事業でございます。

その下、第3表 地方債といたしまして、街路改良事業、雨水対策施設整

備事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

20ページ、21ページの上段の12款1項2目2節児童福祉使用料は、右側説明欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、12款1項5目3節都市計画使用料は、右側説明欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、28ページ、29ページ上段の12款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページはねていただきまして、32ページ、33ページ上段の13款2項3目1節都市計画費補助金でございます。

ページはねていただきまして、36ページ、37ページ上段の13款4項4目4節都市計画費交付金でございます。

ページはねていただきまして、44ページ、45ページ中段の14款4項4目1節都市計画費交付金及びその下の5目1節市町村委譲事務交付金でございます。

ページはねていただきまして、46ページ、47ページ中段の15款1項2目1節利子及び配当金は右側説明欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、48ページ、49ページ下段の17款2項1目1節基金繰入金は右側説明欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、54ページ、55ページ中段の19款5項2目11節雑入は右側説明欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、58ページ、59ページ上段の20款1項3目1節都市計画債でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

224ページ、225ページの3款2項3目児童遊園費でございます。

ページはねていただきまして、312ページ、313ページの8款4項1目市街地整備費は、324ページ、325ページの最上段まででございます。

その下の8款4項2目公園緑地費は、328ページ、329ページまででございます。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、当初予算説明資料の24ページ及び36ページから42ページまでに、それぞれ位置図などを掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○東委員　歳出の関係でよくわからんのですが、歳入の29ページの上段のほうの都市計画手数料のまちづくり課の屋外広告物許可手数料の関係ですけど、歳出で319ページに下段のほうに広告物管理事業で広告物除去委託料などが、云々かんぬんがあるわけですが、歳入のほうで予算規模でいくと、昨年と比べると予算上は大分ふえてくるんですけど、その辺の理由、原因のほうがどういうふうかわかれば。理由か。

○まちづくり課長　屋外広告物につきましては、愛知県の屋外広告物条例に基づいて手数料なんかは決まっているんですけども、1年だったり更新期間が3年のものがありまして、大体3年周期でこういった収入が変わってまいりますので、その辺のトレンドを含めて計算した額が、歳入がこの256万9,000円であります。そのうち7万3,000円を歳出の撤去委託料だとか旅費に充てるものでございます。

○東委員　今の更新時期があって、その都度に、更新時期がふえるということなんですか、そうすると。更新時期が、余り正確によくわかっておらんていかんですけど。

○まちづくり課長　1年と3年のものがありますので、その年によって多かったり少なかった年があるんですけど、3年周期で来るものと1年ごとにやるものがありますので、その件数がそれぞれの年によって異なります。

○東委員　そうすると、1年だけしかもらわないものがあれば、3年分も合わせてもらうやつがあるよと。3年は当然多くなりますよね。3年物という言い方は変だけど、3年物が出てくると。それがこの年に上がってくるやつがあるよということ、ふえる原因になるんですね、逆に。

○まちづくり課長　はい。

○東委員　それは終わりました。次のやつ。

これは本会議で議論になって、313ページのマスタープランのところですけど、ただ予算説明資料も36ページに、説明資料として都市計画マスタープ

ラン及び立地適正化計画策定事業というのが出されておりました、大体ここに事業内容が書かれておるわけで、本会議でも議論がありましたし、大体事業内容はここに書いてある、このとおりといえはこのとおりなのでしょうけど。

その前提になる話として、これで今回はまた見直しをされて、例えば都市計画マスタープランだと平成29年、平成30年かけてつくるよということで、その場合は、今までもともとマスタープランがあって、あれが平成29年まで、平成30年までだったかな、あの期間につくられていますよね。普通こういう場合、つくっていく場合というのは、前に10年間でつくりましたよというマスタープラン、あれについてどういう評価をすとか、あれに関しての一定の結果についてどう見るかとか、評価はどうするかとか、その辺のところはどういうふうにやられたかというのはわかりますか。

○まちづくり課長　今後、現状の整備といいますか、これまで10年間やってきたことだとか、現状の課題だとか、そういった整理は都市計画マスタープランの中でやります。

○東委員　そうすると、この事業内容は現行計画の整理とか書いてありますね。課題の検討とかいうのがありますから。現在あるやつを全部見直し。その辺のところというのは内部でやられるんですか。委託へ出しちゃうわけじゃなくて、コンサルに出すんじゃないくて、内部的に皆さんのほうでやられるということでもいいんですか。

○まちづくり課長　委託の中で整理をするんですけども、そういった整理の中でできたものについては、庁内ですと一番下の課長レベルの策定会議、その上の政策会議、その後は有識者だとか、団体の代表だとか、地元の代表を集めた策定協議会みたいなもので検証していこうと思っています。

○牧野委員　同じ質問で、今のマスタープランなんですけど、10カ年つくって、これでまた10カ年で、3年、3年、4年か何かで見直し。最初にまず見直すときもコンサルを使ったどうか確認ですけど。3・3・4の、それは使っていないんじゃない。

○まちづくり課長　それは使ってないです。

○牧野委員　それで、今度コンサルに委託するときに、何者か来るんですけど

ど、前の10カ年をつくったコンサルにまた今度委託するかどうかは全くわからないということですか。

○まちづくり課長　今のところ指名競争入札を考えておりますので、そういった中で決まっていくものというふうに考えています。

○牧野委員　今既に総合計画もコンサルに頼んでいると思うんですが、そこと一緒になる可能性というのはあるんですか、ないんですか。

○まちづくり課長　まだ内容も決めていませんので、まだそこまではお答えできないです。

○牧野委員　今のところわからない。全く答えようがない。

○まちづくり課長　そうですね、指名審査委員会もないもんですから。

○牧野委員　すごくとんちんかんな質問かもしれないけど、総合計画を進めながら、この都市計画マスタープランをつくっていくんで、今年度から、すごく上位概念の総合計画が規制してきますよね、大枠では。だけれども、コンサルが違ってももちろんいいんだけど、利便性というのか関連性を考えると、同じになっても悪くはないんだけど、それは結果論だから別段意図してないということですね。

○まちづくり課長　総合計画との関連はもちろんありますけれども、そこまでは考えていなくて、今回、緑の基本計画を統合するということと、立地適正化計画を一緒につくるということで、そのあたりの効率化を図ろうと思っています。

○委員長　ほかに質疑ありますか。

○東委員　今のところで、もう一つの立地適正化計画というので、よくわからん話ばかりで申しわけないんですけど、ここには都市計画マスタープランとあわせて策定する必要があるという言い方は、法律上、今現在では都市計画マスタープランをつくる際には、立地適正化計画というのともあわせてつくるというのを義務づけられておるという意味なんですか。

○まちづくり課長　義務づけじゃなくて、つくることができるであります。

○東委員　そうすると、特に別に法律的にそれを一緒につくらなくちゃいかんということではなくて、できる規定というか、できますよということで、江南市はそれをできると、これをやりましょうということで今回提案がある

わけですけど、なぜか年数が出ていますよね。都市計画は平成29年、平成30年で、立地計画は平成29年、平成30年、平成31年というふうに書いてあるんですよね。何か意図があるんですか、このずらす、ずれるというのは、何か理由がある。

○まちづくり課長　それぞれ都市計画マスタープランと立地適正化計画で重複する内容といいますか、内容はそれぞれ違うんですけれども、同じような内容については同じようなスピードでいけるんですが、内容が最終的に異なりますので、その分の内容につきましては2年ではちょっとできないということで、3年の継続費ということにしております。

○東委員　内容が違うという言い方は、一緒になる部分もあり、かつ内容の違う部分があるという言い方ですけど、本来なら都市計画マスタープランとあわせて策定したほうがいいよというふうに読み取れるわけですね、立地適正化計画というのは。つくるのであれば一緒がいいわねということなんだけど。内容が違うという形でいくと、例えばあれですか、事業内容で都市計画マスタープランにないものが逆にあるよという意味合いで内容が違うということなんですか。

○まちづくり課長　もちろんそういった部分もございます。

○東委員　その部分というのは、例えば都市計画マスタープランにはあって立地適正化計画にないものというのは、この中には出てくるんですか。

○まちづくり課長　都市計画マスタープランは都市計画に関する全体的なマスタープランですけれども、立地適正化は、どこに人を集めて粛々と集約していくかという特化しているものですので、そのあたりはマスタープランと整合を図るんですけど、整理する内容も違いますので、どうしても3年ぐらいかかるというふうには考えております。

○東委員　ただ、期待感があるのは、期待感という言い方は変ですけど、都市機能の誘導区域と居住誘導区域の方針設定というのがあるじゃないですか。江南市のような広さのところが必要かどうかというのは別問題として、一般的には人間が暮らしていく上で、どうしても高齢化になると、それこそ歩いてでも行けるようなものが少なくとも一定の範囲内にそろってほしいねというのがもともとあるんですよね。それが一番あちこちで問題になるわけだし、

江南市でもなかなか、一部、部分的に捉えれば、買い物が非常に行きづらいところがふえてきたとか、地域的にね、あるいは病院などもとか、その辺の足の確保が必要じゃないかといういろいろ議論が今あるじゃないですかね。そういうのが全部、例えば都市機能の誘導区域という形だと、その上を見ると、都市機能の説明という形では、福祉だとか、医療だとか、商業等の都市機能のという言い方を書いてあるから、その都市機能の部分というのは、大体ふだん人が生活していく上で必要なものはそろっておると、地域的にね。一定の。そういうものをそろえましょうと。誘導しましょうと。居住機能もそれに付随して一緒に一定区域を決めましょうという言い方だけど、その辺のところというのは、江南市ぐらいの広さから見ても、そういうことは必要だというふうな前提に立っておるということですか。

○まちづくり課長 江南市の場合、立地適正化計画につきましては市街化区域の中を基本としておりまして、調整区域にもそれなりの集落がありますので、都市計画マスタープランの中で、そういった集落といますか、そういった地域の拠点なんかも整理をしていかなきゃいけないと思っています。

○東委員 今のように、江南市の場合は、基本的には市街化区域が前提ですよということで、今のままの状態だったら江南市の場合は狭い範囲の、全市的に見れば、範囲の中だけを計画をつくりましょうと。その中で今のような都市機能の部分の誘導する区域とか、例えば居住区域か、それはどの部分だとか、どれぐらいの箇所数だとかいうことを要はここで、まずはこの3年間かけて、どれぐらいの、どの場所につくるといいとかということを検討しましょうということになるんですかね。現状の江南市を考えた場合。そこによく出てくるのが足の確保ですよ、例えば。そういうところに行けるようにならないと意味がないんじゃないということで、一般的に出るのが、我々が見る範囲だと、交通ネットワークだとか、そういうものも当然必要になるよという前提が出てくるんじゃないですかね。この適正化計画でそこまで言及するということまでを期待するということではよろしいでしょうか。

○まちづくり課長 立地適正化計画の中にも公共交通について検討するとされていますけれども、マスタープランのレベルですので、いわゆる方針的なことしか、つくったところの事例を見ますと、そういった方針的なことと

どまっているのが多いと思います。

- 東委員　今おっしゃるのは、方針にとどまっておるよという意味は、具体的に、例えば江南市の場合でいったら、どの地域にこういう都市機能を持たせたものをつくっていきましょうとか、そこまでは言及しない。例えば、それらしきものをつくといいねという程度で終わるとい話かね。

今のように方針といっても、交通ネットワークね、それも普通だったら、都市機能の部分に、そこに人が行けるようにしましょうと、行けないと意味がないからね、そういうものでどういうふうに結んでいきましょうとか、こういう交通網でとか。どこまで策定するかというのはよくわからんだけどね。今だと方針だけは出しましょうということだと、何カ所かぐらいはつくって、それは当然、公共交通で結びましょうねという話で終わるのか、いやいや具体的にそれを実行に移すんだというようなことまでうたうのかというところですけど。

- まちづくり課長　まだどのような整理をするというのは決めていませんけれども、例えば小牧市さんなんかは先進的に立地適正化計画の案の本当に公表する前の段階なんですけど、そういう交通網につきましては、地域公共交通の交通網形成計画などを別途つくって、その中で整理していくというふうにされています。江南市におきましては、まだどうやって整理していくかというのも決めておりませんので、今後、検討していきたいと思っています。

- 牧野委員　ちょっと先の話なんだけど、マスタープランの作り方なんですけど、2年半ぐらいか、2年ぐらいかけて、3年目に製本されるんだらうけど、この2年間で、こういうことこういうことという要するにスケジュールみたいなものがあるって、今あるものの検証と、こういうことをやりたいと打ち合わせしたりと、そんなようなものを出して、二、三者から見積もりをとって大体3,000万円というふうに出されてきたという、そのスケジュールと内容と金額の妥当性みたいなものをお話しいただきたいんですけど。

途中で相互作用的に、向こうの案とこちらの案をぶつけ合ってやるということをして2年の間にやっていってつくり上げるものなんじゃないでしょうか。そういうものじゃないんだ。調査・研究してぽんとつくってくるものなの、向こうがマスタープランを。そんなことないよね。



○まちづくり課長　先ほど申しあげましたように、計画の策定体制については、課長レベルで構成する策定会議と、あと政策会議があります。あともう一つ、学識経験者と、あと団体、例えば交通事業者だとか、福祉団体とか、あとは地元の代表だとか、市民の代表、そういった方で構成する協議会、その中で主に……。

○牧野委員　コンサルも入ってくるんだよね。

○まちづくり課長　コンサルも入った中で検討して、それがおおむね認められますと、委員協議会であったり、あとは都市計画審議会であったり、あとはパブリックコメント、そういった過程を経て最終的に決めていくということです。それが3年間かかるということでございます。

○牧野委員　コンサルフィーについては3,000万円ぐらいかかる。これは二、三個聞いてみたら、そんなものかかるということなんですか。前回はそれぐらいかかったということですか、10年前も。

○まちづくり課長　以前は都市計画マスタープランと緑の基本計画を別々につくっておりました。今回はまとめることによりまして、経費が25%ほど削減できました。ただ、立地適正化計画は、相場と言うとおかしいですけど、その辺はまだわからないところがありますので、それは見積もりの一番低いところということ。

○委員長　そのほかに質疑ありますか。

○東委員　今の317ページの真ん中の、これも継続してやっています布袋本町通線の工事があるわけです、約5,000万円で。説明資料のほうでは37ページ、先ほどの都市計画マスタープランの説明資料のすぐ次のページが、この改良事業の位置図が示されておるわけでありまして。それで、一つはここの財産購入費は、これを見る限りは用地取得で155.40平方メートルを買いますよというところで、街路の補償のほうで街路改良補償件数4件と書いてあるんですけど、地図を見ておるだけではよくわからないんですけども、件数4件という見方が。

これ地図を見ておると、155号線のすぐ上に、ちょっと細長く網かけではなく黒く塗ってある部分で物件補償があつて、そのすぐ上にも小さく用地取得と物件補償というのが一緒の同じ大きさに見えるんですよ、これを見る

と。そういうふうに見えるんですけど。物件補償の4件というのは、具体的に件数でいくと、ちょっと説明をお願いしたい。

○まちづくり課長 物件的には3つですけども、権利者が1つの物件について2人おりますので、結局4件というふうにしております。

○東委員 具体的に言っていただくと、図面でいうとどういうふうに。図面でいくと、どこで1件とか2件とか。

○まちづくり課長 図面でいうと、上のほうが1件で、下が3件であります。借家人ですとか建物所有者です。

○東委員 だから、たしかあのとときに、小さいやつは、これはこれで1件でいいですね。下のやつが、土地の持ち主と建物の持ち主、住んでおる人、そういう意味でよかったかね。

○まちづくり課主幹 今回の件は2件・2件です。2件のほうは、小さいほうが土地と、それから物件と、物件のほうが小さいものがありまして、あと小さい置物か何かあるんですね、その土地の借地して。自販機だそうです。1件。

○東委員 上の小さい丸。

○まちづくり課主幹 上のほうにね。工作物の所有者があって、土地の所有者に工作物があるのかな、あとそこに自販機が置いてあるもんで1件で2件。

あともう一個の大きいほうは、土地の所有者と、土地の所有者は土地だけですけれど、あと建物の所有者と借家人がおりますので2件、両方で4件。

○東委員 土地と建物と借家人、3人。

○まちづくり課主幹 3人で、補償の対象となるのが借家人と建物所有者。

○牧野委員 土地はどこ行っちゃった。

○まちづくり課主幹 土地は土地だけ。

○東委員 土地はならない、補償。取られるだけ。買うだけというか。

それで合計4件ね。なるほどね。そうしますと約3,770万5,000円か、補償がね。4件ですから、そうすると一つ一つでいくと、土地は要らん、土地は売買価格だけだ。家で幾ら、借家人で幾らというのはわかりますか。余りいかんわね。概算だけね。わかりました。じゃあそういう形で。

○牧野委員 321ページ、真ん中のあたりで、都市基盤整備推進事業の愛知

県派遣職員の給与費等負担金ということで、県の人に来てもらうんですが、この人の負担、725万円の負担比率と、この人はどういう経歴の方か、ほぼ内定しているんじゃないかと思うんで、ちょっとわかる範囲で。

○まちづくり課長 江南市は主幹級を求めていますけど、誰がというのはまだ決まってない、まだ連絡がないもんですからわかってない状況です。

○牧野委員 あと、この725万円というのは、大体どれぐらいの負担比率。

○まちづくり課長 派遣されます職員の人件費につきましては、負担金という形で全体費の3分の2を負担する、ただ管理職手当は市が全額負担とするということになっています。

○牧野委員 管理職は全額だけれども、基本給の3分の2と。わかりました。

○委員長 ほかにありますか。

○東委員 たまたまそれが出ましたけど、そのすぐ上が結節点の東地区の工事の内容で、これもちょうど39ページかな、図面が出ておるわけですけど、これはこれで今回、説明資料としては、これだけのまた新たな排水路工事をやって、例の駅前広場から続くところまでですね、今回の繰越明許をやったところまでなんですけど。それで、この中で下のほうの大きい点線というのか、舗装復旧工事とあるじゃないですか。舗装復旧工事、これこれ。

○牧野委員 ここね、点線ね。わかりました。

○東委員 これはもともと一番最初にやったときの、平成28年度にやった工事です。ちょっとよくわからないのは、舗装復旧というのは、例えばこの155号線を横断するようなところね、こういうのだとか、あるいは155号線に沿って西へ行くところ、この辺はよくわからんでいかんですけど、155号線の北へ行くのは確かにここはどうも舗装が必要なのかなという気がしたんですけど、155号の横断とかいうところは、あるいは155号の並行して西へ行くところというのは、どの程度の舗装工事になるのかよくわからんのだけど、横断にも舗装工事というのはあるんですか。

○まちづくり課長 平成28年度の予算、繰り越したのを含めまして、舗装は一旦仮の舗装ということで終わりますけれども、水位が上がって下がって、また地盤がもとの地盤まではなりませんけど、それなりに落ちつくには、それなりの期間が必要と思っていますので、こういった形で平成29年度に計上

しているものであります。

○東委員　私が聞いたかったことは、この横断の部分ね、155号の。ここって開削じゃないもんね。開削なの。下に潜っていくでしょう。

○まちづくり課長　開削工法です。

○東委員　開削でやったかな、ここ。

○まちづくり課長　やります。

○東委員　横断も。

○まちづくり課長　そうです。

今回は、ちょうど踏切の東側にあります信号なんかの移設で、車線を振りまして開削工法でやります。

○委員長　ほかにありますか。

○牧野委員　325ページの都市緑化推進事業なんですけど、この屋上緑化と、これってほとんど実績があるものなんですか。平成28年度はどうなっていますかね、都市緑化。県予算だから別段いいんですけど、10分の10で。400万円の屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化の実績というのはあるものなんですかね。

○まちづくり課長　平成28年度はたまたまなかったんですけども、屋上緑化でしたっけ。

○牧野委員　屋上緑化。

○まちづくり課長　平成25年、平成26年、平成27年度、それぞれ実績はあります。額につきましては、平成25年度が全体事業費で約338万円、平成26年が448万円、平成27年度が702万円、こういった実績がございます。これはいわゆる空地緑化ですとか、駐車場緑化だとか、屋上緑化を含めてであります。

○牧野委員　これは例えば平成28年度で余ったら県へ返す、そういうことじゃないに江南市がもらっておくものなんですか。

○まちづくり課長　使わなかったら、補助が10分の10ですので返します。というか交付がない。申請してないです。

○東委員　公園の最後のところですけど、329ページ、一番最後に、329ページの一番最下段ですね、水質検査をやっていまして、ダイオキシン類の検査手数料があるんですけど、前々からずっとやっておったわけですけど、現状

は前と変わってなくて同じところで同じような方法なのか、方法についてお聞きしたい、この検査の。

○まちづくり課長 方法については変えてないです。

○東委員 そうすると、多目的広場の地下水をくみ上げてやる検査でいいんですか。

○まちづくり課長 そのとおりでございます。

○東委員 それで、実際には我々は決算のときに余り聞くわけじゃないものだからあれだけど、検査結果というのは、普通だと終わっておるわけで、検査結果というのは実際にはどうなっておるのかわかりますか。

○まちづくり課長 これまで続けてきた結果、特に異常値は認められていません。環境基準以下ということになります。

○東委員 前々から地下水の検査ということで、そのやり方について、多分今までだとデータの的にもほとんど問題ないでしょうと、地下水の検査だものだからということで、地下に浸透しておたらいかんという前提でやっておるわけですね。実際にはどうなんですかね、検査方法としては、ここはごみの産廃処分場のところをああいいう形で広場にしたいという経緯があったものですから、そういう検査をずっと続けていただいておりますけどね。現状からいくと、検査の方法としては、前からもあったのは、もう少し上層部分だとか、地下水のとり方を変えるとか、検査対象のやり方を変えるとか、そういうことをいろいろ提案したことがあったんですけど、現状では今のところそういう必要性がないということで同じやり方ということですかね。

○まちづくり課長 もともとが以前、係争関係があったと思うんですけど、法的な義務はないものと認識しておりまして、方法については変えてないんですが、今後、年度によって、今まで2つとっていたんですけども、偶数年、基数年で1つずつ、水質とダイオキシン系と分けて検査をしようかと思っています。

○東委員 そうすると、年によってはダイオキシンだけ、年によっては水質検査、一般的な水質検査ということを考えてみえる。今後。今までやっていたの、そうやって。今までも交代でやっていたんですか。

○まちづくり課長 平成28年までは両方とっていましたが、平成29年度か

らは1つずつにしようと思っています。

○東委員　ただ、想定される地下水の場合の上流・下流というのがよくあるんだけど、今のところは採取場所は変わらない。それは変えないんですね。

○まちづくり課長　変えてないです。

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　平成29年度土木課の所管につきまして御説明をいたします。

まず、歳入でございます。

恐れ入りますが、予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。20ページ、21ページの下段、12款1項5目1節道路橋りょう使用料及び2節河川使用料でございます。

少し飛んでいただきまして、34ページ、35ページの中段をお願いいたします。13款3項3目1節河川費委託金でございます。

同じく最下段、13款4項4目2節道路橋りょう費交付金及び37ページ最上段、3節河川費交付金でございます。

少し飛んでいただきまして、44ページ、45ページの上段をお願いいたします。14款3項5目2節河川費委託金でございます。

飛んでいただきまして49ページの下段、17款2項1目1節基金繰入金のうち土木課分、飛んでいただきまして55ページ下段の19款5項2目11節雑入のうち、土木課分でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入ります。予算書の294ページ、295ページをお願いいたします。8款1項1目道路管理費でございます。294ページ、295ページから、はねていただきまして296ページ、297ページ中段まででございます。

次に、302ページ、303ページをお願いいたします。8款2項1目道路橋りょう費でございます。302ページ、303ページから、306ページ、307ページ最下段まででございます。

はねていただきまして、308ページ、309ページをお願いいたします。8款3項1目河川費でございます。308ページ、309ページから、はねていただき

まして310ページ、311ページ最下段まででございます。

なお、別冊当初予算説明資料の30ページから35ページに位置図を掲げておりますので、御参照願います。以上でございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○藤岡委員　　303ページの道路ストック管理事業です。その中の横断歩道橋補修工事費が東野の横断歩道ですが、この工事の内容ですね、1,712万7,000円全部が歩道橋の補修に使うのでしょうか。それで、それだけの金額で一体どういう補修をするのか、もう完全に新しく新しいのをつくり変えるのかどうなのか、そのあたりを教えていただきたいんですけど。

○土木課長　　東野横断橋補修工事費、この1,712万7,000円の内訳でございますが、補修工事の主な内容といたしまして、まず塗装工がございます。塗装工につきましては、塗膜調査によりまして鉛が含まれておる塗装であったということがわかりましたので、この塗料を完全撤去いたしまして、歩道橋全体を全て塗りかえを行います。この費用、結構かかります。約650万円かかります。塗装工で650万円ほどかかります。それから、階段部の補修といたしまして、踏み板の変色・劣化に対する塗装の打ちかえ、また踏み板の腐食に対する現場の溶接、蹴り上げ部の腐食に対する防水工など、これらの補修で階段部で約100万円修繕費が要します。それから、排水管、排水といの腐食に対する防食工事もということで約50万円。裾隠し板及び取り付け金具の取りかえで約130万円。防鳥ネットというのがございます。防鳥ネットの取りかえで約50万円。あと修繕工事には足場というものが当然設置が必要になってまいります。架設工といたしまして足場の設置と、それから補修期間の間、交通誘導員等が必要になってまいりますので、それらを含めると、この費用が640万円ほどかかるということになります。以上が主な補修内容でございます。

○藤岡委員　　それだけかけて、きれいな歩道橋になるということですので、一つ提案というか要望なんですけれども、以前、一般質問でも私したことがあるんですが、ネーミングライツですよね。ぼろぼろの橋にネーミングライツに手を挙げろといってもなかなか挙がらないかもしれないですけども、

1,700万円かけてせっかくぴかぴかのきれいな橋にするんですから、それだったらネーミングライツで手を挙げる企業があるかもしれないということで、きょうこの場で御回答いただかなくてもいいですけども、ぜひ検討を進めていただきたいなと思っております。実際にこれ予算が認められますと、いつぐらいから工事を開始するものなんですか。

○土木課長 工事の時期としましては、横断歩道橋でございます。通学路として当然利用しておりますので、夏休み期間を絡めてというような予定をしております。

○委員長 今の藤岡さんのネーミングライツは御要望ということで、どうですか。承っていただけましたか。よかったですか。

○都市整備部長 議案第17号の審議案件じゃないので、皆さんの御意向はよくわかりましたけど、例えば委員長報告の中で、こういう方針を申し上げるといのはちょっと差し控え。議案第17号の委員長報告の中では差し控えるべきかなあと。お気持ちはよくわかりました。また別の機会を捉えて、いろんな形で御要望いただければ、応えられる範囲で応えていきたいというふうには考えます。

○委員長 ということで、よろしくお願ひします。  
そのほか。

○東委員 順番は前後しまして申しわけありませんけど、309ページの河川費のところの一番上段ですけど、雨水貯留施設の維持管理で、工事請負費で雨水貯留施設排水ポンプの改修工事費が組まれていますけど、これはどこの場所かというのが。

○土木課長 このポンプ改修工事費につきましては、宮田小学校雨水貯留施設ポンプのオーバーホールを予定しております。

○東委員 それで、今までに多分、小学校に貯留槽があつて、具体的にはオーバーホールそのものは順番にやっておるんですけど、そういうものでもないか。ふぐあいがあつて今回オーバーホールするということなのか。

○土木課長 基本、ポンプは点検を行っております。その中で、おっしゃられるとおり、ふぐあいがあつたものについて、これは一度オーバーホールする必要があるという結果が出たものに対して予算計上させていただいて実行



しておるところでございます。

- 東委員　　そうすると、定期点検の結果だから、基本的にはほかのところは問題ないでしょうというのが現状ということですね。この前の布袋のような場合は、特別の事情でああいうことがあったんですけど、ああいう場合はね。

それとあと、これも説明で出た303ページ、先ほどのストック事業で横断歩道橋の補修工事がありましたけど、その下の部分ですね、一番最下段か。道路附属物の点検委託料で、図面が出ておって、33ページの点検ということですよ、土木の。跨線橋とまでは言わない、跨線歩道と言うのか、よくわからないけど。これが点検支援業務ということで、ここってまだできたばかりのところだよ。そういうのも、この点検支援業務というのがよくわからなくていかんですけど、どういった必要があってやるかよくわからんですけど。

- 土木課長　　この江森前の歩道橋は、御存じのとおり、名鉄の軌道上を横断しておる跨線橋でありまして、構造本体の著しい損傷などの異常というのが、道路利用者だけでなく、第三者も巻き込む重大な事故につながる可能性があるということで、国の歩道橋定期点検要領に基づく点検を実施する必要があるということで、この国の歩道橋定期点検要領では、一般的構造物の初期損傷の多くというのが供用開始後おおむね2年ほどの間にあらわれると言われております。そのため、定期点検は供用開始後おおむね2年以内に初回点検を実施することとされております。そのために、平成28年度に供用開始しましたこの江森前の歩道橋の初回点検を、再来年でございますが、平成30年度に実施する計画としております。初回点検を実施するに当たりまして、点検を実施いたします前年度、ですから来年度でございます。平成29年度に点検方法を決定するための鉄道事業者との事前協議というのが必ず必要になることから、来年度、平成29年度に道路附属物点検委託料として予算計上をいたしましたところでございます。

この道路附属物点検委託というものは、鉄道事業者との特殊な協議が必要となる跨線橋点検業務におきまして、鉄道事業者と道路管理者との調整を簡略化するために、点検業務の調整窓口を集約するということが、窓口となる都市整備協会に点検支援業務を委託するものでございます。

- 東委員　　事情はそういうことだということで。ただし、この委託料の中に

含まれておるといことかね、この1,027万1,000円は。

○土木課長 その下、44万3,000円。道路附属物点検委託料といたしましては44万3,000円。

○東委員 それが今の何とか言った専門のところに対する。

それで、今のいろんなそういうデータのもとでは、建設して2年が危ないからということで今回対象になったということで、一般的に附属物点検というのは、普通のストック事業で橋梁の点検も片やあるじゃないですかね、橋の点検をやっていますけど。道路附属物というのは正式な名称なんですかね、こういう場合は。こういうのというのは今まで例があるんですか。

○土木課長 附属物という表現、歩道橋自体が道路の附属物ということになるということでございまして、いわゆる歩道橋点検委託というのを、その歩道橋というものが道路附属物という呼び方をすることによってございまして。

○東委員 それはそれで、言葉はそうだといいこと。あえて道路附属物という指定ができるものは、市内にあるんですか、そういうものは。今の歩道橋もという言い方だけど、歩道橋は全部そうということか。

○土木課長 歩道橋はそうです。あと標識等もかかってくるかと思ひます。照明も当然そういう附属物という名称になるかと思ひます。

○東委員 たまたま今の東野のやつは、歩道橋は改修工事をやるじゃないですかね。これも附属物の一つですね、道路附属物。道路附属物で、橋梁もこの間ずっと点検が必要になったということでやっていますよね。たまたま左のページに、説明図面には左側に点検が出ているじゃないですか、何か指示がされて。この説明書の説明の図面ね、32ページに出ておるじゃないですか。一般的に、あとよく区別がわからないんですけど、道路附属物だよ、橋梁はこれで点検が必要ですよとなりました。今回のようにつくって2年のやつは必要だから今回やりますよという形ですけど、一般的に道路附属物という指定がされるものについては、何年間の点検という何か決まりましたよね。今回の道路附属物と言われるものについても、何年置きに点検というのが発生するということで、今後また出てくるということになる。

○土木課長 道路法の改正に伴いまして、5年に1回の定期点検ということが義務づけられておりますので、歩道橋につきましても、また5年後には点

検を必ずするという事になってまいります。

- 東委員 無理やり、何か本来は踏切があったところを、それがなくなっちゃって県がつくったんですね。たまたま今、2年でやらないかんという。こういうのは何、本来はつくったのは県だと思い込んでおったんだけど、そういうやつを江南市が点検せないかんの。
- 土木課長 県から私ども市のほうへ移管されておりますので、私どもが管理すべき。
- 東委員 市道か。
- 土木課長 市道認定はしてありますので、市道として取り扱っております。道路管理者として土木課が管理すべきものでございます。
- 委員長 ほかにございませんか。
- 東委員 ちょっと先へ行って、これは言葉の説明だけになるかと思うんですけど、307ページの長年要望があった木賀の交差点改良事業がようやく今回予定されて工事ができるわけになったんですけど。この言葉、言い方を聞くんですけど、補償費のところ、右に工事費で80メートルで、道路拡幅補償費で一式とあるじゃないですか。この一式というのはどういう意味なんですかね。補償費の一式というのは。
- 土木課長 実際、具体的にこの補償は電柱移転でございまして。
- 東委員 電柱移転なら電柱移転、普通ならそういうふうに記載をされてもよさそうな、電柱移転なら。何で一式とか。
- 土木課長 表現の仕方は確かに、例えば電柱1本と書いても支障のないところでございまして。
- 東委員 電柱1本だけの話、これは。
- 土木課長 はい。一式という表現をいたしました。電柱の移設費でございまして。
- 東委員 この辺にいっぱいあるかと思って、一式という。その辺の何、普通だと補償費としては、いろいろありますよね。その場合、例えば1本と書いてもよかったんですか。
- 土木課長 確かに1本と書いても何ら支障はなかったと思われまして。一般的に補償費一式という表現をするのが多いかと思われまして中で、いろいろあ

るものですから一式と書きますが、特に今回は1本だけだと、具体的に電柱1本と書いても問題はなかったのかとは思いますが。

○委員長 よろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして建築課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 まず、歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の22ページ、23ページ中段をお願いいたします。12款1項5目4節住宅使用料でございます。

続きまして、26ページ、27ページの下段、12款2項5目1節土木管理手数料は、28ページ、29ページの上段までになっております。

続きまして、34ページ、35ページの下段の13款4項4目1節土木管理費交付金でございます。

続きまして、42ページ、43ページの上段の14款2項6目1節土木管理費補助金。

44ページ、45ページ最上段の14款3項5目1節建築指導費委託金でございます。

続きまして、54ページ、55ページの下段の19款5項2目11節の雑入は、建築課の分でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の296ページ、297ページ中段をお願いいたします。

296ページ、297ページの中段から300ページ、301ページに掲げておりますのは、8款1項2目建築指導費でございます。

少しページをめくっていただきまして、332ページ、333ページに掲げております8款5項1目住宅費でございます。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○牧野委員 299ページの、いつも予算は立ててもらっている民間木造住宅

耐震補強事業で予算立てなんですけど、なかなかこれ診断もそれほど数もふえなくて、補強工事もふえないんですけれども、予算というのはこうやってとっていくものというのか、目安に対する目標値みたいなものはあるんでしょうか。

○建築課長　今年度診断、今までのところ59棟やっております。改修のほうなんですけど、通常のほう、今、予算では20棟見てあるところ、今年度、今、17棟という形で伸びておりますので、今後こういうような予算立てにしていきたいと思っております。

○牧野委員　わかりました。頑張ってください、それで結構でございます。

○委員長　ほかに。

○福田委員　同じところですけど、シェルターの整備3件という予算がありますが、このシェルターの整備というのは、シェルターというのがあるって、1部屋なら1部屋に入れ込むというのが整備と言っているんですか。

○建築課長　1部屋ですね、支持地盤から、基礎から枠組みをつくりまして、その部屋が押し潰されないような工程になっております。

○福田委員　その申し込みの条件というのはあるんですか。例えば所得とかそういうもの。

○建築課長　高齢者世帯の耐震診断が0.4未満の住宅でございます。

　　済みません、そののちで調べます。

○委員長　福田さん、よろしいですか。

○福田委員　これ3件となっておりますけど、金額の上限があるということでしょう。

○建築課長　シェルターのほうは上限30万円です。

○牧野委員　301ページの空家等対策推進事業で、平成28年度に実態調査をして、平成29年度に江南市版の計画をつくるということで、この予算ということによろしいでしょうか。

○建築課長　はい、そのとおりです。

○牧野委員　この報償費で委員謝礼というのが、もう既に平成28年度も委員謝礼をしていて、同じ人で同じようにと。これってネットに出ていましたか

ね、この内容も。質問です。

○建築課長 委員さんのほうですけれども、今現在言いました調査委託の中で、いろいろ周りの状況もわかってきまして、委員さんを決めるのも計画のある程度土台ができてからじゃないと何を協議していいのかわからないものですから、平成28年度は予算のほうを流させていただいて、平成29年度からということで、報償のほうは執行したいと思います。

○牧野委員 特措法ができて、各市町村がいろんな独自の補助制度とか、いろんなことをずっとおやりになっているんで、それもどんどん集めていらっしやるんだと思うんだけれども、それは委員の中で決めていくことだろうと思うんだけれども、ある程度江南市も踏み込んだ対策費みたいなものを、彼が質問されたんでいいんですけど、ここで確認で、そういう前向きに検討していただきたいと、検討されますかということなんです。質問の意味はわからんけど、していくんですね、ここで。

○建築課長 一般質問でありましたけど、今後、検討していきたいと思っております。

済みません、先ほどの診断結果なんですけど、0.4以下ということが補助条件です。申しわけございません。

○牧野委員 この空き家対策等の中間報告みたいなものというのは、議会のほうへ途中で経過報告なんかあるということを考えていらっしやいますかね。この制度がどうかということ。

○建築課長 中間報告としてはやる予定ではおります。

○牧野委員 お願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○東委員 空き家対策の関係で、具体的にはこれだけ決めるということですね、策定するわけだから。実際には、本会議でも対象になる人が、対象の件数か、多分これぐらい想定されますよというのがあったわけですけど、それに対する実行できるような国が決めたような方針を実施していくための実務的な内容になるということになるんでしょうかね、例えば。この策定の内容。

○建築課長 国から示されている計画の内容のほうなんですけれども、9項目あるんですけど、まずは空き家等に関する対策、対象とする空き家等の種

類その他基本的な方針があります。それから、あと2番目として計画期間、3番目が空き家等の調査に関する事項、4番目が所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項、5つ目として空き家等及び除却した空き家等の跡地の活用の促進に関する事項、6番目に特定空家等に対する措置に関する事項、7つ目に住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項、8つ目として空き家等に関する対策の実施体制に関する事項、9つ目にその他空き家等に関する対策の実施に関して必要な事項ということで、そちらのほうの内容を網羅した計画を立てるような感じでおります。

○委員長　ほかにありますか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明があったらお願いします。

○水道部下水道課長　下水道課の所管について御説明いたします。

議案書の334ページ、335ページの上段をお願いいたします。8款6項1目下水道費、28節繰出金で7億3,789万1,000円をお願いするものでございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時10分　　休　憩

午後4時11分　　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号を挙手により採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

---

## 議案第19号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計予算

○委員長 続いて、議案第19号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 続きまして、議案第19号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計予算について御説明いたしますので、平成29年度特別会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算につきましては41ページ、第2表 継続費につきましては42ページ上段に、第3表 地方債につきましては同じく下段に、また歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては43ページから45ページに掲載しております。

歳入につきましては、46ページ、47ページ上段の分担金及び負担金から、48ページ、49ページ下段の市債まででございます。

歳出につきましては、1款1項1目総務管理費といたしまして、50ページ、51ページから、54ページ、55ページまででございます。

2款1項1目下水道事業費といたしまして、56ページ、57ページから60ページ、61ページまででございます。

3款1項1目公債費といたしまして、62ページから63ページに掲載しております。

なお、64ページから72ページには給料明細書などを掲載しております。

また、平成29年度当初予算説明資料の9ページに公債費の状況、51ページから61ページには業務委託及び工事の位置図などを掲載しております。以上でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○牧野委員 多分これも議場でも出た話で、もう一回聞き漏らして確認したいんですが、市街化区域全域の下水道普及を平成32年度までに市街化全域を



ということで、平成29年、平成30年、平成31年、平成32年で、もう一回同じ質問だと思いますが、パーセントをたっただけとっていただけると。もう一回確認したいんですけど。

○水道部下水道課長　　まず、整備面積でございますけれど、平成23年度から平成27年度までの5年間では、年平均19.3ヘクタール、平成28年度から平成32年度までの年平均が60.5ヘクタールということで、おおむね3倍ということになっております。

○牧野委員　　この平成32年度、60.5ヘクタールをすると、市街化区域全域をカバーできるということですか。

○水道部下水道課長　　そのとおりでございます。

○牧野委員　　細かいことで、55ページで確認したいんですが、55ページの傍流のことなんですが、排水設備関連事業の浄化槽雨水貯留施設転用60基というふうに書いてあるんですけども、これは非常にいいことなんだけど、なかなか普及してないんじゃないかと思うんですが、平成28年度の実績がわかれば。

○水道部下水道課長　　平成29年の2月28日現在で22基です。

○牧野委員　　結構ふえていてよかったなあとと思います。何かふえた原因とか、そちらで何か思い当たることはあるんでしょうか。

○水道部下水道課長　　昨年度と比べますと、実は昨年度は48基やっていたんですけど、今年度は22基ですね。というのも、江森・山尻が集中浄化槽で、個別にやる、転用するものがなかったということで減っております。

○古田委員　　事業計画策定についてお伺いしますけれども、この基本計画はどんなときに見直しを行うのかお尋ねします。

○水道部下水道課長　　今回につきましては、愛知県の全県域污水適正処理構想が変更になったということでございますが、もう一つ、国の伊勢湾流総計画、こういったものが変更になりますと、基本計画が見直しをする機会となります。

○古田委員　　工事の件で、工事のときにマンホールのふたがあると思うんですけども、それは市が直接購入をされているのか。

○水道部下水道課長　　市の直接購入でございます。

○古田委員 直接購入ということですがけれども、購入とした理由はどんな理由なのかお尋ねします。

○水道部下水道課長 マンホールのふたにつきましては、材質につきましては、1960年以前、下水道が普及し始めたころ、このときはもろい普通鑄鉄が使用されておりました。その後、それ以降、1961年以降、A社が開発した強い強度のダクタイル鑄鉄ふたが採用され、現在それが一般的となっております。これにつきましては多数の特許が入ってしまして、A社の独占的なものになっておりまして、その後、名古屋市でふたの納入をめぐることは、市場をそういったことで独占したということで公正取引委員会が入っております。またもう一つ、過去にはそういった価格カルテルを結んだということで排除勧告を受けた経緯があります。

A社の独占ということであると、どうしても価格が上がり上がります。そういったことを市場の原理として競争性が働くように、今までは仕様規定でやっておったんですけど、これを性能規定に変える。要はA社の特許を伴わないような製品を納入すれば、こういった特許による高騰が防げるということで、うちも性能発注に切りかえて、なおかつ市のほうで購入するという方式に変えたものです。

○委員長 ほかにございませんか。

○東委員 先ほどあった計画策定事業か、いずれの時期に県の云々かんぬんがあつてとかいうやつですけど。51ページに説明資料が、ここに概略、事業目的がここで紹介されておるわけですけど、ここでいきますと、例えば上位計画である県の全県域汚水処理構想において行われたと、見直しがね、基本的には。その後、五条川の流域下水の関係も行われたと。ここからどういうふうに結びついていくのかよくかわらなかつたんですけど、具体的に。江南市の場合の流れが。江南市が整備計画面積が1,778.4ヘクタールから1,690.1ヘクタールへ減少となるんですけど、この辺の流れが、具体的に県の上位計画との関係で、もう少し具体的に、もし説明がつくのであれば内容をお聞きしたいんですけどね。

○水道部下水道課長 まず、全県域適正処理構想をつくるに当たっては、平成27年度に、昨年ですね、江南市汚水適正処理構想をつくりましたね。これ

を集約したのが全県域としてまとめられます、愛知県の全県域。それが県がまとめたことによって、その計画に適合するように、今度は五条川右岸が計画をまたさらに、この流域の分をまとめます。当然そこでまとめたものについては、江南市と整合がなければ困りますので、結局うちが、この基本計画を変えるもとになると。先ほど、全県域と流総計画が変わると基本計画を見直すんですよということになりますので、結果的には、一旦は市でまとめたものを県に上げますけど、それがおりてきて、最終的にはまた江南市が基本計画を見直すという形になります。

○東委員　そうすると、どんどん記憶が飛んでいくもんで申しわけありませんけど、大体が。去年の江南市の汚水適正処理計画が県に出されて、そのときのたしか計画でも、この減少という計画を出したんでしたっけ。

○水道部下水道課長　江南市としては減少という形で出しております。

○東委員　そのときに具体的に88.3ヘクタール減少というのを出したんでしたっけ。

○水道部下水道課長　今回の基本計画の見直しというのは、実は平成22年度にも全県域をやっております。そのときは軽微な変更でしたので、そのときはやっております。そのときの減少と今回の減少を合わせると88.3ということになります。

ちなみに、平成27年度の汚水適正処理構想で減じたのが65.6ヘクタール。22.7が、これが平成22年度に減じたということになります。

○東委員　平成22年度のときに一遍減らしておったんですかね。江南市の下水の面積をね。それがもう一回今回平成27年度に出したのが65.6、さらに減らしたよとって合わせたのが、データの的にはちゃんと88.3に見合うエリアというのは指定してあるということではないんですか。減少する部分のどの部分だということは決められておるといっていいんですか。

○水道部下水道課長　これはあくまでも構想ですけど、現時点ではその区域はもう既に浄化槽の区域になりますよということの位置づけを今度するということです。平成29年度ですね。

○東委員　今年度に正式に出してあるから。そうすると、そこで決まるということ、ことしじゅうにね。

○水道部下水道課長 平成29年度中に決まります。

○東委員 そうすると、最終的には市街化、そしてさらにこの中の市街化区域が終わるのが、先ほどの進みぐあいでは19.3やって、さらに60.5やっていると、市街化区域だから、市街化区域というのは七百幾つでしたかね。

○水道部下水道課長 730です。

○東委員 それに到達しますよということになるということですね、現状は。その分はわかりました。

それをやるためには、それなりきの工事量が必要になってくるから、平成32年までですね、それが一定の既に実施設計をやったりとか、今回、面整備の計画が出てきておるといのが、それに歩調を合わせておるといことになるわけですね、具体的には。平成28年から急ピッチでやるわけですから、今までにないスピードでやるということになるわけですので、平成28年から平成32年で60.5だから、でも5年か。5年で60.5ということは、大体12ヘクタールぐらい、1年間のペースですね。そういう形でやるということになるんですね。

○水道部下水道課長 年平均で60.5です。

○東委員 1年単位がね。従来が20ぐらいだったやつが3倍になる、そういう意味だよ。わかりました。それで追いつくよということで。

それで、あと具体的に、本会議でいろいろ出ましたですよ。よくわからなかったのは、JVのやり方で甲型、乙型という言い方がありましたけど、その辺のところをもう一回再度お聞きしたいんですけど。

○水道部下水道課長 申しわけありません、言葉だけでは多分わからないと思いますので、図面をお渡ししたいんですけど。

○委員長 コピーしてもらっておる間に、その間にほかにありましたら。

○古田委員 平成32年度までに、小学校とか中学校とかいろんな大きな公共施設で、下水につなげられるところほどのぐらいふえますかね。

○水道部下水道課長 まず、北部給食センターがありますね。大きな公共施設ですか。

○古田委員 はい。

○水道部下水道課長 あと宮田中学校、それから宮田南保育園、あと前飛保

会館、飛高会館、布袋北小学校。そんなところかなと思いますけど。

○尾関（昭）委員　　今、北部給食センターをつなげられるという話ですけど、調整区域のままじゃないじゃう。

○水道部下水道課長　　平成29年度エリアのところ、57ページ、こちらのところで調整区域を通ったほうが整備費用が安いということで、給食センターの角をかすめますので、その折に拾うということでございます。

○委員長　　それでは、資料が配られましたので。

○水道部下水道課長　　まず、これは上のほうを見ていただきますと、社会資本と地方創生の2本の交付金事業があります。それぞれ工区として、平成29年、平成30年度分を社会資本については5工区に分けます。地域創生のほうについては4工区。その下を見ていただきますと、代表企業Aというのがあって、市内業者が3つあって市外業者とあります。この上下関係というのはありません、乙型については。全てが平等という扱い方。下のほうにJVの乙型について説明を加えておりますけれど、これは議場でしゃべったことと同じなんですけれど、今までどおり、複数の工区を1年で分けてやっておりますけど、それがそのまま一つの企業体になるというイメージでございます。全く変わらない。ただ、別々にやっていた工区が一つの共同企業体ですよという位置づけにして、最終的には、全体で工事の遅延であったり、どこかが倒産したとか、そういったことがあった場合には、この構成員全てで応援するという、責任を持ってやるという形です。出資金はありません。

○東委員　　この図面でいくと、乙と甲、左側が乙という意味ですか。

○水道部下水道課長　　これ全てが乙型というイメージで。

○東委員　　これは乙型のイメージですか、これはね。

○水道部下水道課長　　甲型については、二、三者で組むんですけど、それは一つの会社として担いますんで。

○東委員　　申しわけありませんね、つまり現在やっておるスタイルというのは現行のこの状態。

○水道部下水道課長　　この状態ですね。面を例えば5者でやれば、それぞれの工区をそれぞれの業者が責任を持ってやっています。これは変わりません。ただ、全体としての制約としては、先ほど言った工事の遅延とか、そういっ

たものには全体責任を負いますと。一番の違いは、そういった責任関係が常日ごろはない、今までどおり、出資金がないという企業体ですね。今までの事例としては、建築工事、要は異業種 J V、電気、建築、それから空調とかとありますけど、ああいったものがコンソーシアムの対象になっているものが多いですね、全国的には。

- 委員長　　よろしいですか、東さん。
- 東委員　　具体的に、入札方式が、説明としては乙型がこの説明の中身だから、今でも幾つかのスパンで発注しますよね、工事としては。例えば管の発注はね。そういう場合に、当然それはそれぞれやっておるよと。この乙型に書いてある、利益は分配するのではなく各工区ごとに精算されるとか、分担する工区は各構成員が取り交わす協定書で定められる。最終的に工期の遅延など、共同企業体として連帯責任を負うというふうに書いてあるというのは、例えば一番左側の社会資本整備交付金でやるような事業、何号線とかいう言い方をします。今やっているような江南団地のほうに延びていく幹線をずっとやっていたよね、里小牧の中をやっておったか。あれが一つの A ロットなら A ロットとして、それを細かく分けて工事をやりましたよね。分割して何区かに分けてやってきた。そのやり方が、ここを見るように、例えば下の絵にあるような代表企業 A が 1 工区をやるよ、代表企業が B 工区もやりますよということですよ。よろしいですか。そういうふうに分けるよということでもいいの。
- 水道部下水道課長　　これは入札の形態を示しています、まず。例えば A、B、C とありますが、これは総合評価を対象にしておりまして、市内業者を多く含んで入札に参加する場合は、市内業者が多いほど加点される、これは総合評価なんですよ。ですから、この社会資本の場合は B のところが全て市内ですので、この場合が一番有利な評価を受けると。
- 東委員　　そういう比較ですか。
- 水道部下水道課長　　ですので、これは入札する企業、構成員のパターンを示しているということです。
- 東委員　　この絵はそういう意味。
- 水道部下水道課長　　先ほど言われました工区を 1 つずつ分けると単独の発

注ですよ。それを1つにまとめると、諸経費率というのが下がるんですよ。そこがコスト縮減の一番大きなところということになります。

○東委員　乙型というのは、そうすると今の話で、こんな分割発注しないわけだから、どこまで終点か覚えていないけど、出発点から江南団地までの工区があって、もともと分割しておったやつは5工区だとすると、その5工区を一括して発注しますよと、この企業体に。例えばこの場合一番有利にとるような人が出たと言われた代表企業Bがあって、市内業者4つと組んだところが受けたと、全部をね。そういうやり方で発注しますよということですね。今までだと5つに分けてあったら、それぞれが単独で契約を結んだ、別々にね。それを1企業体で全部受けていただくというやり方ですよ、今の話だと。

○水道部下水道課長　これは基本協定を結んで入札に参加します。そのときには代表企業が連名という形で入札しますが、そのときにはその工区は幾ら幾らということをやりますわね。それをもって入札にかけますというスタイルですので、ですから先ほど言った各工区に分配されるというのは、そういう意味合いですので。あくまでも代表企業1社でいくんだけど、あくまでも連名でいくというスタイルになります。

○東委員　たまたま今の例のように、団地まで走っておるやつを市が分けるわね。例えば200メートルなら200メートルと分けていくけど。それは一応こっちで市のほうが分けるんですか。それとも受けた側が、一緒にグループを組む企業と相談して、100メートルの部分だとか、200メートルの部分だとか、それは自由にやりなさいと、そういうことになるんですか。

○水道部下水道課長　今回の工区につきましては、代表企業が一番大きな工区を受けるという条件で発注します。ですので、これはいろんなやり方があると思うんですけど、今回、江南市の場合は、それぞれ工区を分けて、ある程度の金額をはじいた中で発注いたします。それでもって、あとは受けた業者が、うちはそれぞれ分けていますが、業者さんがどういう金額で5人で分配するかというのはわかりませんが、そういったものがないとなかなかばらばらになるというんですかね、まとまりが悪いんだろうなということで、試しとしてうちのほうで工区分けして発注をいたします。

○東委員 分けるわけか、市が。

○水道部下水道課長 はい。

○東委員 でも今の話で、市が分けたとしても、たまたまグループを組む企業が、代表者は1者だもんで、代表企業は、それに市内の業者の方に参加していただいて組む。江南市は例えば100メートル単位で工区を割ったとしても、そのグループによっては、話し合って50メートル分をやるところが出てきたりとか、あるいは150やるところが出てきたりとか、その辺は自由ですよというのは、協定を結んでやってもらえばいいよということなの。

○水道部下水道課長 2つのパターンがありまして、江南市が例えば代表企業が大きいところを想定して、1つは大きいロットをつくります。代表企業の1者が、下の例えば4つ来ます。下と言ったら悪いですね、4構成員がいます。そこのマネジメントもお願いしていくという形をとりますので、どうしても代表企業であるにふさわしい一つの大きな工区、ロットを設けて、あとはそれぞれ平等というんですかね、割ったような形で出していきますと。

○牧野委員 例えば平成29年度が60.5ヘクタールを足しますよね。60.5ヘクタールを5工区に分けるんだ、まず。多分そういうことじゃないの。

○水道部下水道課長 そうです。

○牧野委員 60.5ヘクタールを5工区に分けて、それぞれが入札していくじゃないですか、コンソーシアムか何か、この乙を選んで。60.5の5分の1を誰かとったところが、あとは5者なら5者で話し合っただけで能力に応じてうまくやるということなんでしょう。じゃないの。

○水道部下水道課長 ちょっと違う。先ほど申し上げたとおり、そういった方法もありますけれど、今回はそういう手法をとらずに、うちのほうが工区を決めて発注します。

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 暫時休憩します。

午後4時42分 休憩

午後4時43分 開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



○藤岡委員 資料の9ページの公債費の状況のところ、平成29年度の償還見込み額ですね、利子だけで1億8,000万円です。こういうのを4%を特に超えるところで、460万円と50万円を合計500万円を超えるのがあるんですが、あとこれを見ていると、冊子のほうを見ていると、繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえをすることができるという文面があるんですけど、そういったことはされてこれなのか、するのか、できないのか、できるのか。

○水道部下水道課長 過去に特例措置ということで、この5%を超える部分についての見直しの臨時債はありましたけれど、現状、5%以下ではございませんので、できません。

○委員長 よろしいですね。

○東委員 最初からなんだけど、この図面でURとの関係で出たでしょう、本会議で。52ページか。あのときの結論は、要は現状では、このところまでは多分管は到達するけど、ただこれはあくまでも実施測量の委託だから、面整備はこれからの話ですけどね、管は到達の予定になるもので。あのときの話だと、まだ当面は団地の場合の浄化槽の場合の水質基準は別に十分きれい、基準を満たしておるので、浄化槽をあえて転換する必要はないと、そういう現状ですよというのが調査結果と。だから、宮田中学校だけはつなぐということで、平成31年にやりますということでしたけど。平成31年には逆に言えば、つなごうと思えば、江南団地もつなげるよと、そういう意味ですよ。宮田中学がつなげるということは。その辺のところ、現状はまだ協議中という言い方でしたかね、どうも。その辺のところはまだ、自治会と協議中ということで、URとは交渉中という言い方でありましたけど、両方ありましたけど、具体的にこの部分の、あのときも、私、メモを見ておると、下水道料金の集金のことでのまだ話し合いが必要だという意味での協議が必要だというように受け取ったんですけどね。料金の集金の具体的な提案、江南市の側からはどういうふうにされてみえるのか。

○水道部下水道課長 御存じかどうかわかりませんが、URの場合、江南団地の場合は泉水、井戸水を使っているんです。井戸水については、条例上、親メーターを1個つけて、それに基づいて料金を徴収するという形になるんです。UR側は戸別に徴収してくれんかということなんですけれど、井戸水

であるということは、うちの今の下水使用料というのは、上水と一括で徴収することによって、滞納されても給水停止をして一方策をとっておるわけですね。それがここはできませんので、もし滞納されると、地方税法の市税の優先というのがあるって、ほかに滞納があると下水道使用料は取れません。その確率が高いので、そういったリスクを負ってまでも江南市が行くのは最終的にはデメリットが大き過ぎるということで、一括での徴収、URに立てかえていただいて、後々住民から取ってくださいという方法をうちが提案しております。

- 東委員 現状のあそこの上水の徴収は、当然各小メーターがあって、URが集金してみえるんでしょう、基本的には。江南市の場合は、じゃあURに上水も集金しておるんなら、下水も抱き合わせで集金というのはやれないの。
- 水道部下水道課長 その辺が、法的に許される範囲なのかというのはちょっと疑問なんですけど、要はURが上水を取ります。例えばURさんは今、協定書を結んで、下水道使用料の滞納があった場合には上水もとめますよと言っておるんですけど、公金を果たしてURがそういった手段でやれるのかなあというのが一つ疑問がありますね。
- 東委員 UR側は下水道料金も上水と一緒に集金できるとは言っておるんですか。
- 水道部下水道課長 お金をくださいと言っておるんですわね。集金手数料。
- 東委員 委託料みたいなね。
- 水道部下水道課長 でも、実際うちの場合は、上水と抱き合わせをやることによって経費を削減して今の使用料があるわけですわね。それをうちがまた持ち出すとなると、さらに負担になりますので、逆にうちがいただかなければやれないと思うんです、うちとしては。その辺がまだ打ち合わせ中で、URさんとしては平成31年の整備自体は諦めてないと言いつつも、地元の住民に対しては今の浄化槽が何ら問題がないということを書いてみえるんで、共益費と使用料は倍近く違いますんで、そこまで言った以上は今すぐURさんが切りかえたいということは地元に対して言えませんよねと、うちが申し上げているということです。
- 水道部長兼水道事業水道部長 今の中で、料金のほうも下水道使用料が幾

らで徴収するかという話も、まだ確たる交渉ができておりませんので、本当は今、集金しますよと言われたところで、じゃあ幾ら取ってくれるのという話の協議ができておらん状態ではちょっとまだ、そこら辺もお願いはできない状態です。そこら辺も含めた状態で協議が整わないと、なかなか工事のほうには一步踏み込めないという形です。

○東委員 下水料金の設定の仕方は一応条例で決めてあるもんだから、上水の水量でやるようになっていきますよね、現在の。逆に言えば、基本的には上水の水量がわかれば、それをそのまま当てはめて、こういうふうになりますということは言えることは言えるんだね。

○水道部下水道課長 言えますよね。

○東委員 言えるんでしょう。そこまでまだ話はしていない。

○水道部下水道課長 それは二の次ということですね。まだ地元住民が納得しないと、委託も入らせてくれないという部分があるんです。ですから、それはまたもう一つ先の話であって、まずこの住民に対しての説明がUR側からなされないと、うちとしてはいけないよという意味です。状況なんですね。

○委員長 この辺で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 50 分 休 憩

午後 4 時 50 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 4 時 50 分 休 憩

午後 4 時51分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議案審議はまだ残っておりますけれど、本日の委員会はこの程度にとどめ、あした午後 1 時30分から委員会を開きますので、よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後 4 時51分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 稲山明敏